

令和2年4月17日

◎桑名委員長 それではただいまから、「新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会」を開会いたします。 (10時0分開会)

本日の委員会は昨日に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

《教育委員会》

◎桑名委員長 最初に、教育委員会について行います。最初に、教育長からの総括説明を求めます。なお、教育長に対する質疑は、教育政策課長の説明の後にあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎伊藤教育長 教育委員会です。新型コロナウイルス感染症対策に関しまして、学校等の対応について御説明をさせていただきます。

まず、昨日大きな動きがございました。緊急事態宣言の対象が全都道府県に拡大されまして、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針では、全都道府県が足並みをそろえて、感染拡大防止の取り組みが行われることが必要であるとされたところでございます。

このことを踏まえまして、本県においても、全ての県立学校を5月6日まで臨時休校とする方針につきまして、知事から先ほど要請を受けまして、本日、午後1時30分から開催いたします教育委員会の会議において急遽、議事案件として提案することといたしまして、ここで議決されれば、直ちに各県立学校に対して通知をいたしたいというふうに考えております。

既に臨時休業の措置を講じております高知市保健所管内、中央東福祉保健所管内、中央西福祉保健所管内、幡多福祉保健所管内の県立学校以外の、今回新たに臨時休業の対象となる学校については、昨夜から本日朝までにかけて各校長に対して、こういった状況であって可能性があるので準備等を進めていただくよう依頼はしております。休業期間中の自宅学習の指導等の準備が整い次第、遅くとも21日火曜日までには臨時休業を実施していきたいというふうに考えております。なお、各市町村の教育委員会に対しましても、県立学校の対応を示した上で、小・中学校について同様の対応を依頼することを予定しております。また、オーテピア、高知城懐徳館などの施設につきましても、県内の感染拡大に伴う県立施設の一斉休業、臨時休業に合わせまして、4月10日以降の休館としておるところでございます。県教育委員会といたしましては、引き続き関係機関と緊密に連携をしながら、必要な対策を迅速かつ的確に講じるとともに、臨時休業等に伴う子供たちへのさまざまな影響について、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

詳細につきましては、教育政策課長から説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

〈教育政策課〉

◎桑名委員長 それでは次に、教育政策課について行います。

◎菅谷教育政策課長 教育政策課でございます。新型コロナウイルスに係る学校等の対応について御報告をさせていただきます。

教育委員会とインデックスのついた資料の1ページ、新型コロナウイルスに係る学校等の対応についてをごらんください。これまで国の要請を踏まえ、3月中に臨時休業の措置を講じ、その後3月下旬から4月初旬にかけての県内の感染者の状況等も踏まえ、高知市保健所、中央東福祉保健所、中央西福祉保健所、幡多福祉保健所管内に所在する県立学校のうち嶺北高校を除く中学、高等学校につきまして、4月10日以降、順次4月24日までの臨時休業を決定してきたところですが、昨日、緊急事態宣言の対象が全都道府県へ拡大され、政府の基本的対処方針において、全都道府県が足並みをそろえて感染拡大防止の取り組みが行われることが必要であるとされたことを受け、全ての県立学校を5月6日まで臨時休業とすることについて、先ほど知事から要請をいただいたところでございます。

本日午後1時半からの教育委員会会議において議決されれば、直ちに各学校に対して通知を发出し休業期間中の自宅学習の指導や生活指導などを経て、準備が整い次第、遅くとも21日までに臨時休業を実施することといたします。

臨時休業を決定した場合、新たに対象になりますのは、既に臨時休業措置を講じる学校以外の県立学校10校というふうになりますが、これらについては、昨日の夜から本日朝にかけて校長等に対して準備を進めるよう依頼をしたところでございます。また、域内の小・中学校の臨時休業措置を実施していない市町村教育委員会に対しては、県立学校の対応を示した上で同様の対応を依頼することを予定しているところでありまして、こうした可能性を含め準備いただきたいことを既に伝達しているところでございます。

本日までの県内の小・中・高、特別支援学校の臨時休業の状況につきましては、3ページ、4ページに記載をさせていただいてるとおりとなっております。既に臨時休業に入っている県立高校、県立学校につきましても、休業期間を5月6日まで延長したいというふうに考えてるところでございます。

なお、特別支援学校につきましては、障害の特性等による十分な対応が困難である場合があることから、既に県内全ての特別支援学校について休業とした上で、やむを得ない事情がある場合に、学校で受け入れることとしているところでございます。

続きまして学校における感染防止対策についてでございます。これまで臨時休業の対象としてこなかった学校につきましては授業が実施されてきたところでございますが、感染防止に向けて万全の対策を行うよう、文部科学省のガイドライン等を示し、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行い、発熱等の症状がある場合には登校させないよう指導するとともに、感染者が確認された場合には直ちに臨時休業することなどを通知してまいりました。また、県への寄附によって得られたマスク約5万枚を高等学校の入学式で着用できるよう

配布するとともに、特別支援学校や放課後児童クラブ等の活動に対して配布をしてきたところでございます。

次に休業期間中の子供の居場所の確保等につきましてでございますが、臨時休業に伴い自宅で過ごすことが困難な児童については、放課後児童クラブや放課後子ども教室を活用して対応いただくよう各市町村に対して依頼をしてまいりました。臨時休業に伴う開設によって追加的に生じる費用については、放課後児童クラブについては全額国費が充当されることとなっておりますが、放課後子ども教室については、一部充当されない部分があることから、先般お認めいただいた令和元年度2月補正予算において、県独自の支援制度を創設し財政支援を講じてまいりました。

また、放課後児童クラブ、放課後子ども教室の体制が整うまでの間、自宅で過ごすことが困難な児童について、学校で受け入れることに関して、県の特別支援学校の対応や受け入れ時の対応例を紹介してまいりました。各市町村においては、地域の実情に応じて放課後児童クラブ、放課後子ども教室、学校での受け入れのいずれか、またはこれらを複数組み合わせ実施することによって自宅で過ごすことが困難な児童についての対応が図られているところでございます。

続きまして2ページをごらんください。休業期間中の活動等につきまして、これまで講じてきた取り組みを御説明させていただきます。

臨時休業の実施に当たりましては、準備期間を活用して、今般の臨時休業が健康、安全を第一に考えたものであること。また若い世代がウイルス感染に関して、家族や社会に影響を与えることなど、その意義について説明をし、休業期間中の生活行動などについて指導するよう通知をしてきたところでございます。あわせて、感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別、いじめなどにつながるような行ないないよう、重ねて指導することについても依頼したところでございます。

また、臨時休業に伴う学習のおくれを最小限にとどめるため、県立学校においては、準備期間を活用した指導を行ったり、学習課題を送付したりするとともに、各市町村教育委員会に対しては、家庭学習の支援教材を一覧にして送付するなどの対応を図ってまいりました。休業措置の対応と現時点でしていなかった学校の多くでは、部活動も行われてきたところでございますが、感染防止対策が図られるよう時間の短縮を行うとともに、格闘技などの接触する競技については行わず、可能なトレーニングに切りかえることなどの方針を示したところでございます。なお、緊急事態宣言も踏まえ、本日以降部活動について行わないこととする予定としております。

休業に伴い学校給食が提供されなくなることへの対応としましては、3月の休業時の昼食提供事例について周知を図りつつ、子供たちの現状に即した昼食への対応について検討いただくよう依頼をしたところでございます。今回は、高知市では学校給食の調理場や調

理員を活用して希望する児童生徒の状況に合わせた昼食の提供を行っているなどと、こういったような各自治体の取り組みを伺っているところでございます。

教職員の勤務については、臨時休業中も原則として通常勤務としておりますが、担当していた授業がなくなる非常勤講師等についても、教材作成等の今後の実施予定の授業の準備に関する業務ですとか、家庭訪問等の学級担任業務の補助に関する業務などに従事してもらうことで勤務として扱えることを通知しております。また、感染拡大防止のため、濃厚接触者と特定された教職員等について病状に応じて在宅勤務や特別休暇の措置がとれることや、臨時休業等により子供の世話をするものについても特別休暇を取得できることなどについても通知するとともに、緊急事態宣言が既に出されております都道府県における滞在歴や訪問歴がある教職員について不要不急の外出を控えることなど、感染防止拡大のための措置を徹底することとしてまいりました。

続きまして社会教育施設等の状況でございます。教育委員会が所管する社会教育施設等における対応としまして、オーテピア高知図書館などについては、3月の総理大臣の要請を踏まえた学校の臨時休業に合わせて休館の措置を講ずるとともに、県内の感染状況等を踏まえた県立施設の一斉休館に伴い、4月10日以降も再び休館としているところでございます。なお、資料2ページ目の中ほど社会教育施設等の休館につきまして一部修正がございます。(1)の3月中の休館状況につきまして、県立青少年施設が3月24日までの休館と記載しておりますが、25日までの休館の誤りでございました。まことに申しわけございません。

続きまして感染が確認された学校への対応について御説明させていただきます。本県においては3月に小学生の感染が確認されたことから、当該小学校に対して、児童や保護者等の心のケアを行うため、緊急でスクールカウンセラーの派遣を実施しました。なお、当該小学生につきましては3月中に退院をしており、その後、当該小学校での他の児童や教職員の感染は確認されておられません。

一方、4月には別の学校で教員の感染も確認されたことから、感染者が確認された際に校長等が行うべき対応をマニュアルにまとめ周知を図りました。具体的には速やかに対策チームを立ち上げ、保健所の指導に基づき子供たちの安全を確保することや、保健所の聞き取り調査への対応、保護者への説明や対応等について定めてまいりました。

また、学校休業中における児童、生徒、保護者の心のケアに対応できるよう、済いません、こちらは資料にございませぬけれども、県内の全校に配置しているスクールカウンセラーを活用した電話相談等の実施について、昨日4月16日に、県内全ての市町村教育委員会に周知をしたところでございます。加えて、今後の休業の断続的な実施、また長期化の可能性もあらかじめ想定をし、家庭学習の教材となる動画につきまして、まずは、教育センター、小中学校課や高等学校課、こうした県教育委員会の指導主事が動画を作成するこ

としまして、昨日からその取り組みについて着手したところでございます。こうしたデジタル教材は今後、教育のデジタル化が進むにつれてさらに利用ニーズが高まるものであると考えているところでございます。

引き続き学校における感染拡大防止に向けて万全な対策を講ずるとともに、臨時休業等に伴う子供たちへのさまざまな影響について適切に対応してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎桑名委員長 それでは、質疑を行います。

◎大石委員 大変な状況になって、非常に準備までいろいろ大変だと思いますが、ぜひ頑張ってくださいと思います。今の時点でちょっとそこまでの想定はなかなかできてないかもしれませんが、これで5月6日まで休業ということで、当然学習がおくれていく、スケジュールがおくれていくわけですが、それを年間通してどこかで追いつくような取り組みをするとしたときに、例えば夏休みを短くするようなことを想定するのか、それとも1日の時間割をちょっと長くしてやっていくようなことを、いろんなシミュレーションをひよっとしたらされてるかもしれないなと思ひまして、そのあたりの議論の状況がもしあれば、現状を少し教えていただきたいというのが1点と1つ目。

あともう一つ、デジタル教材で動画を配信すると。教育センター中心ということでお話をいただいたんですけども、きのう実は文化生活スポーツ部のときも、休館中のいわゆる施設、いろんな施設にはいろんなノウハウを持った人材がいると思いますので、例えば教育委員会であればオーテピアとか、そういった施設休館中の人材の活用という意味も兼ねて、そういった施設の皆さんにもそういう動画の作成に協力してもらおうとか、こういうことを考えられてないのかということ2点ちょっとお伺いしたいと思います。

◎菅谷教育政策課長 まず、1点目の子供の学習のおくれに関してでございます。こちらにつきましては、文部科学省からも今後補充のための授業を行う場合には、長期休業期間を短縮したり、土曜日に授業を行ったりすることが可能であるといったことが示されておひまして、この家庭学習の状況ですとか、そういった今後の児童生徒の学習状況等を踏まえながら、適切に対応してまいりたいというふうにご考えてるところでございます。

もう1点、この休館中の施設等また職員の活用といったところでございます。おっしゃっていただきましたように、期間中は、なかなか学校への訪問ですとか、そういったものを業務にしているものについては、学校が休業しておりますので、その間の活用といったことは当然考えられるというふうにご考えておひまして、まさにそうしたものについて、この授業動画を作成していただいて、それを公開して自宅でも子供たちが見られるように、それを担任、学校が活用して行って子供たちの学習支援をするというようなことを想定しておひまして、可能な職員について、そうした活用をさまざまな形で検討させていただきながら取り組んでまいりたいというふうにご考えております。

また、先ほど申し上げさせていただきましたように、現在スクールカウンセラー等につきましても、これも極力やはり家にこちらからアプローチをしていただくような形で、学校に来ていなくともスクールカウンセラーの方々に電話相談に応じていただくような、そういったようなことについても方針を示しておりますので、そういった今、休業して実際に子供もいなくとも、さまざまな職員の方にその能力を生かしていただいて、この困難を乗り越えていきたいというふうに考えております。

◎大石委員 それに関連してなんですけれども、県立学校でどういう取り組みをされてるか、私立で例えば土佐塾高校なんかの取り組みを見たら、朝決まった時間にホームルームも動画で双方向で行うとか、こういう一定こう教育を、これから勉強の時間だという一定区切りをつけながら、工夫もされてるような取り組みも見るとはなんですけれども、一方的に配信するような形なのか、一定、皆が同じ時間にそろって始めるような仕組みで考えられているのか、そのあたりはどのような状況でしょうか。

◎菅谷教育政策課長 現時点で、動画の撮影という形で予定しておりますものは、これはオンデマンド、生徒たち子供たちが自分たちの好きな時間に見られるような形で公開することを予定しております。ただ一方で、県立の国際中学校などにおいては、決まった時間に同時双方向で、家で子供たちの持っているタブレット端末を活用して、教師との同時双方向型のコミュニケーションというか授業が実施できるような取り組みも進んでいるところでありまして、そうしたことが可能なところについてはそういった取り組みを工夫していただいている。また、県としましては全体でいろんな活用ができるように、例えばスマートフォンからでも、その動画を見ていただいたりとか、さまざまな形で実施が可能なように、今現在そうした動画の提供について検討を進めているというところでございます。

◎大石委員 最後にしますけれども、そういう中でさっきタブレットの話も出ましたけれども、個々の家庭において、そういう濃淡といいますかね。それから財政状況も違う中で通信費が上がってしまうとか、あるいは機材を整備するのに非常に苦労されるとか、こういうこともあるように思うんですけれども、そのあたりは今度の補正といいますかね、県の取り組みの中で応援をしていくような仕組みなんかは考えられていますか。

◎菅谷教育政策課長 まず、そのタブレット端末につきましては、今般の政府の閣議決定されまして補正予算につきましても計上がされているところでございます。こういったものを利用して、一層1人1台端末の整備というものを迅速に進めてまいりたいというふうに考えてるところでございますが、ただ、それを待たずとも既にやはり今、この状況で動かなければなりませんので、既に御家庭で持っていたり方には、それを活用していただく。また、どうしてもそういった環境がない方には、例えば学校のほうで持っているパソコンの端末ですとか、そういったものを貸し出すなど、さまざまな方策を考えていきたいというふうに考えております。

◎大石委員 ちょっと通信料のことについてもお伺いしたんですが、そのあたりは支援とか、検討はあるんですか。

◎菅谷教育政策課長 政府の予算におきましては、この家庭に例えば無線LANの環境がないところに貸し出しのルーターというものが示されておりますけれども、そこにも現状ちょっと通信費というところまでについては、これは御家庭で御負担いただくということになっております。さまざま事情があると思いますが、そういったこともいろいろと検討させていただきながら今後対応を図ってまいりたいと考えております。

◎西森委員 私もタブレットのことを聞こうと思った。これ実際に、どれぐらい今の小中学校も含めて高等学校、普及、生徒それぞれが持っているような状況になっているのかというのをちょっと教えていただければと思いますけど。

◎菅谷教育政策課長 まず学校での子供とパソコンの台数につきましては、大体3人に1人パソコンの整備が進んでいるというような、本県においてはそうした状況、全国でも上位の割合にはなっております。ただ、それはタブレット端末では必ずしもございませんで、やはりこういった場合に家に持ち帰るような状況というのはかなり限定的な状況かというふうに考えております。今般、既にもう示されております令和元年度からも政府の補正予算で1人1台端末に向けた整備というものが進んでおりまして、今回このコロナウイルス対策ということも含めて、今年度中にこの2つの補正予算を合わせて小中学校の1人1台環境を実現するということが進んでまいります。そうしたものをしっかり流れをつかんで活用して、これ実際には各市町村のほうで整備していただくこととなりますけれども、そうしたことを県としてもサポートしてまいりたいというふうに考えております。

◎西森委員 6日までの臨時休業というのが決定したんですけど、これ考えるとやっぱり相当これ長期化してくるんだろうなというふうに思います。例えば感染者が減ってきたとしても、何か残っているとやはりそこで集まってしまうとまた同じような状況というのがつくられていってしまうんだろうなというふうに思うんですね。そうすると5月連休明けで、すぐ授業の再開とかということはちょっと考えにくいんじゃないかというふうに思うんですね。そうした長期化を考えたときに、先ほどのタブレットの授業というのはもうやっていくということで今から準備をしながら、その必要性をもう完璧に踏まえた上で、早急な取り組みをしていくということが大事だというふうに思いますけれどもどうでしょう。

◎菅谷教育政策課長 まさにそうした認識を持っておりまして、まず臨時休業の期間につきましては、昨日の緊急事態宣言が出るまでの間は24日としておりましたけれども、委員おっしゃったように今後の状況というのも我々あらゆる状況を想定しなければならないというふうに考えております。そうした中で、やはり今は家庭学習という形で教材を配布しておりますけれども、しっかりと授業を見れる。動画で生徒たちが学べるという環境については、これ早急に築いていく必要があると考えておりまして、今、まさに着手をさせて

いただいたところでございます。この作業を早急に進めてまいりたいというふうに考えております。

◎西森委員 ぜひスピード感を持った対応をお願いしたいと思います。また先ほどの通信費に関してもN T Tなんかたしか1,000円で50ギガまで使えるという、そういったサービスも始めてるんですけども。ぜひここも教育委員会として、補助なりということも検討をしていただきたいというふうに思います。

それとちょっとまた別の話なんですけども、学校が休校になることによって、そこに入ってる県立学校なんかに入っている食堂の事業所ですね。例えばこの4月の初めの休業に関しても、もういよいよ始まるということで準備もした。食材もそろえてた。そういう中で急遽の休業になった。今回も、そういう形になっていく学校も結構あるだろうなというふうに思うわけですけども、そういうところに対しての補償とかということの必要性も感じるわけでありまして、そこに関する御所見を。

◎伊藤教育長 特に高等学校の食堂に関しましては、これまでも職員、教職員それから生徒のために非常に安い価格で提供していただきまして、本当に感謝をしております。これまでもなかなか経営状況の御相談なんかも、本会議なんかでも取り上げられましたし、お話をさせていただいておりますが、現状なかなか食品の補償というところまでは、いろいろ検討してはありますが、難しいところがございます。これまでも可能な限り電気代であったり、いろんな施設利用であったり、配慮できるところについては配慮をしてまいりましたけれども、ちょっと制度的には直接というのが非常に厳しい状況もございます。かといって心情的には、委員がお話しされましたように非常に食堂の方々に学校、子供も大変お世話になっておるとい部分もございますので、何らかそういったような対応ができないのかということについては検討させていただきます。きょう、代表の方と、私も職員の者が今の時点でちょっとお話をさせていただいておりますけども、例えば、これまでもいろんな機器の整備なんか当たって、P T Aのほうに個別に御支援をさせていただいたような話もあるように聞いております。実はP T Aのほうに例えばこんな緊急事態において何らかのこの支援ができないかという御相談も今させていただいたりしております。それで県から直接ということについてはいろいろ制度を調べましたけど、ちょっと難しいところありますので、何らか生徒なり教員らも含めて対応ができないかということについて検討を進めさせていただいてるような状況でございます。

◎西森委員 あと自動販売機の設置の事業所、これもちょっと個別に御相談をさせていただいたところもあったんですけども、3月からもう休みになってる。土地代というか、そういう中での契約をしてるけど全く売上げがない中で、支払いの期日がこの4月を迎えてるということで、実際、先ほど夏休みも利用すると、逆に夏休みはあったかいんで飲み物を飲む人が多いから、トータルするとふえるかもしれないという状況もあるわけですね

ど。だけど、長期化とかということを見ると、この3月、4月全くほとんど収入がない中で、支払いの期限を迎える。こういうことに関しても例えば分割であるとか、ちょっと納期をおくらせる対応とかも、こういうことも検討をしていただければ、そういった事業者も助かるというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

◎伊藤教育長 納期等の御相談につきまして、また個別にそれはさせていただけたらと思います。今、委員が言われたようにこの時期休んでても、その後またたくさん売り上げがあるというようなことも考えられますので、ちょっとそれを見たいという思いはありますが、やっぱりこれは長期にわたってくると、売り上げが全くないのに、今一般的には本数の何%が手数料という形でなくて、置くことによって一定費用が入る、支払うようになってますので、これがやっぱり長期間になってくるとすれば、県の関係課ともちょっと協議をして、その取り扱いについて検討していきたいというふうに考えております。

◎西森委員 あと最後に、施設の関係ですけれども、懐徳館とかも休みになってるということで指定管理でやってるところなんかも、その収入が入ってこない。その分がマイナスになっていってしまうというところなんかがあると思います。まず、そうしたところへの補填というのはどういうふうに考えられてる。

◎伊藤教育長 そこにつきましては一定必要な経費につきまして、事業者のほうとも既に話し合いをさせていただいております、そういう方向ができるように取り組みを進めております。

◎岡田委員 かなり長期化してきました、3月の休校のやっぱり評価というか経験も生かしていかなければならないと思いますし、あの中で出されたいろんな御意見とか、課題認識の上に、今度は、取り組みを進めていかなければならないと思います。そうした点で、留意すべき点などは、いかがでしょうかね。

◎菅谷教育政策課長 3月の休業についてのそこで得られた知見をとということでございますが、さまざま学習の今回の3月の時点につきましては学習のおくれですとか、生徒、子供たちの心のケアですとか、さまざまな課題、また生活指導ですとか、そういったものが生じ、それに対応してまいりました。今般につきましても、その学習のおくれにつきましては先ほど申し上げたような形でさまざまな教材をお送りして指導すること。また、現在着手しておりますような動画の配信に向けた検討を進めております。

また、子供の心のケアにつきましても、学校に来られないことによって、スクールカウンセラーとか学校側が待ってるんじゃないかって、電話相談等進められるような、そういったようなところについても対応を図っているところでございます、今後さまざま出てくる課題に丁寧に対応しながらしっかりとこの休業の影響、これを子供たちに悪影響がないように、そうした取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

◎岡田委員 学習のおくれのないようにというのもありますけども、子供の居場所の問題

ですよね。これも大事なことだと思います。放課後の子ども教室、あるいは学童クラブに対する支援、あるいはマスクの配布状況なども把握しながら、しっかり対応していかなければならないというふうに思います。保護者にとっても長引く中で、なかなか大変だということだと思いますし、その辺子供の居場所の問題で、今後、どうしていくのかという考えはいかがですか。

◎菅谷教育政策課長 子供の居場所の確保につきましても、これ臨時休業に伴って非常に重要な課題だというふうに考えております。3月の休業の時点でも、先ほど御説明をさせていただきましたように、その地域の実情に応じて放課後児童クラブ、また放課後子ども教室、そして学校での受け入れ、こういったものを組み合わせて取り組みを行っていただいております。今回もそうした形で取り組みが既に4月に入ってから臨時休業してるところにつきましても、子供の居場所確保の取り組みが進められているというふうに考えておりますが、今回の緊急事態宣言を踏まえて、今後もそうした地域が拡大すること。また、時期としても長くなっていくことがございますので、これまでの経験を踏まえて、また子供たちを預かる場合には感染防止対策、これにつきましてもこれまで得られた知見をしっかりと活用して、マスクの配布ですとか消毒液、そういったものをしっかり対応させていただきながら、子供の居場所確保に向けた取り組みを図ってまいりたいというふうに考えております。

◎岡田委員 県の特別支援学校、ここもいろいろ御家庭の皆さんもなかなか言いにくいということもお聞きしましたが、しっかり対応をしていただきたいと思います。

あと、先になるかもしれませんが、子供が登校して発熱した場合、対応のマニュアルをつくってるということなんですけども、保健室とか、まず対応する場所となると思いますけれども、そういった点でも感染防止の手だてもしっかりとらなければならないと思いますけども、その辺のお考えと対応は。

◎菅谷教育政策課長 既に各学校においては、ちょっと聞き取りしたところでは毎日消毒ということで臨時休業に入る前に、各学校で1日2回ぐらい、よく生徒が使う場所なんかもやってるということを聞いております。当然、保健室等についても、従前、養護教諭がそういうことはもう専門家になっておりますので、十分対応しながらやっていただくようになってますので、発生した場合についても、今、マニュアルをつくりまして、初動のことについて、あらゆることを想定しまして、それを見ていただいたらわかるような形で、それで今各学校に示してありますので、実際に今度は、誰がどう動くかというようなことを具体的にシミュレーションしながら作成してくださいということを、今、依頼してやっている状況です。

◎岡田委員 ぜひ子供を守るためにも取り組んでいただきたいと思います。

◎土居委員 今のコロナウイルスの状況を考えましたら、やはり断続的な休業であるとか、

休業の長期化といったことは当然可能性としては十分ある話だと思えます。今のお話で休業期間中の学習支援体制、新教材を周知したり、先ほど説明がありました動画の配信であったり、デジタル環境の整備、こういったことは本当に、大事なことだと思うんですが、例えばその上で大事なのがやっぱり子供の学習意欲の維持であるとか、モチベーションといったものをいかに維持していくかということがすごく大事だと思うんですが。教育委員会がとられているその休業中の体制の中で、そこはしっかりと担保できているのか、どういうふうに取り組んでいかれるのかちょっとお聞きしたいと思います。

◎菅谷教育政策課長 今回の臨時休業に当たりましては、まず休業に入る前に準備期間というものを設けさせていただいております、その中で休業期間中の学習指導についても指導していただいているところがございます。また地域の状況によって今後さまざまな対応が出てくると思っておりますけれども、休業期間中もずっと全く教師と合わない時間とするのではなくて、その都度状況を見ながら登校日を設定させていただきまして、そこでしっかりと学習の進捗管理を行って、当然その場では学習意欲を向上させるような形での声かけ、そういったものをしていただきながら、こういうものと家庭学習をセットにしていきながらしっかりと子供たちの学習のおくれを生じさせないような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

◎土居委員 ぜひ、そういった体制の充実を図っていただきたいと思えます。電話による相談とかもやられていますが、受けの姿勢じゃなくて、やはりこんな状況ですので、ある程度、先生方が積極的なアプローチなりをして、フォローしていく、授業の進捗をしっかりと管理していくということを、また求めておきたいと思えます。

あともう一つ、部活動について、今回の緊急事態宣言で全て禁止、中止ということだと思うんですが。どうでしょうか、例えば個人競技であるとか、部活動にはいろんな形態があると思うんですが、そういった形態に応じた柔軟な対応的なもの、そういったことは考えられないのか、その辺の検討はされるのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

◎前田保健体育課長 部活動につきましても、今現在、禁止ということで動いておりますが、個人が家とか、周辺でやるようなトレーニングまで禁止してはなりません。ただ、どうしても子供同士が集まってやることで感染が広がる可能性は高いので、そのことについては、学校長のほうを通して各クラブのほうへ周知徹底をしていただいております。やっぱり心身を保っていくためには体を動かさないとやっぱりいけない。そう動くことで、また睡眠がとか食事とかというようなことも出てきますので、そのあたりのことを徹底してやっていただいております。

◎土居委員 例えばですけど、体育館をA選手が1時間使うと。それで少しあけてB選手がまた使うとかいったような、そういう運用というのは考えられないですか。

◎前田保健体育課長 例えば小学校でいいますと、登校日とかでまた来ることがあると思

いますので、そういった中でやっぱり子供たちに運動場であったりとか、体育館を開放してというのが文部科学省のほうで示されてありますので、県立学校につきましても、ちょっとまだそこまではいってない。部活動ではなく、例えば体育館とかも分散登校とかもしておりますので、ひょっとしたその中で密集にならないような距離をとって活動ができるようなことも、これからちょっと長期化になってくれば、検討していかなければならないかと思っております。

◎土居委員 ありがとうございます。言いましたけど感染防止というのが第一ですので、そこはしっかり保った上で、また検討できる場所があればしたいと思います。

◎坂本委員 そもそもこの緊急事態宣言が全国に広がったということで、さっきお話がありましたように、一律的に今まで休業でなかった学校も休業にするという、そこは変わったわけですがけれども、ただ、今までじゃあ休業してた学校が、この緊急事態宣言になってどう変わるかというのはあるんですか。何かお話を聞いてると、今までの休業対応はそのまま継続するということなのか、そこをちょっと教えていただけますか。

◎伊藤教育長 今まで 24 日まで休業していただいていた県立学校が今後どうなるかといいますと、一つは6日まで期間が延長。それとやっぱりこういう国民が一体となってというように、そういう対処方針が示された中でありますので、さらにそういったことについて各学校とも認識を深めていただいて、感染の予防とか感染拡大防止にそれぞれ取り組んでいただくと。それ教員なんかも含めてということになりますけれども、そういうことになりますんで、大きく言えば一つは、6日まで一定期間が延びたということになってくると思います。

◎坂本委員 そしたら例えば、さっき言われた教員も含めてということで言えば、今まで以上に教員にとっては休みやすい環境というのはあると思うんですよね。そういう中でさっき非常勤講師の方について、こういう形も非常勤講師としての勤務を認めるとかいうことはあったんですけれども、この期間にそういった方々の登校を少しでも、例えば勤務を減らす中で、言えば日中も含めた外出の自粛につながる、そういう勤務の仕方というか、そんなことというのは考えられたりはしてないでしょうか。

◎菅谷教育政策課長 今後の教員の在宅勤務等も含めたあり方につきましては、この緊急事態宣言を踏まえ、知事部局とも協議をしながら、今後、そうした全庁的な方針も踏まえながら早急に検討してまいりたいというふうに考えております。

◎坂本委員 知事部局も、本来ならばそれをあわせて考えていかざるを得んのだらうと思いますので、そういった意味では連携をとりながら、そういうこともあわせて御検討いただけたらというふうに思います。

それと先ほど言いました市町村教育委員会の、特に小学校の場合の、いわゆる居場所確保的な、そういう登校のあり方とか、そういったことについて大きくそれを制約するとか、

さらに自粛を求めるとかというようなそういうことはない。今までどおり確保できるということでもよろしいでしょうか。

◎菅谷教育政策課長 今回の緊急事態宣言を踏まえましても、やはり一定当然、今回、自宅で過ごすことが困難な子供たちですとか、どうしても休めない仕事に従事するような家庭の子供たち、そういったものは引き続きいらっしゃると思いますので、そういったことについてはしっかり居場所の確保というのは引き続き重要なものだというふうに考えておりまして、これまでの方針というものを変えるということはありません。

◎依光委員 本当に想定外のいろんなことが起こって、学校の先生方も多分いろいろと悩みというか、やり方も試行錯誤で全国的にそうやと思うんですけど、学校の先生方というのは大体、年間の行事が決まっています、行事に合わせて、またテストに合わせてやるところが、休業要請が先ほどからもあるように5月6日で終わるのか、それともまた延びるのかでもまた違うと思いますし、そういう意味でいくと、また市町村にも教育長なりの考え方によって違うと思うんですが、そこら辺、学校の先生が、当然さっきのオンラインの授業をつくれる先生がいる。若い先生とかはできるかもしれないんですけど、ベテランの先生方やとなかなかそういうふうなところにも入ってこれない部分があって、先生方によっても仕事内容にばらつきがあるような感じもするんですが、そこは学校長の例えば学校経営みたいなことで、役割分担をしながらやってるという、そんな形でしょうか。

◎菅谷教育政策課長 学校によりまして、当然、今、県内でも休業期間はさまざまございますし、教員の体制というのもさまざまございますので、基本的には各学校においてさまざまな取り組みを行っていただく。特に今回の休業期間につきましては、今後さまざまな想定を立てていただく必要があると思っております。3月は少なくとも全体として休業しておりまして、この4月でこれから先どの程度の期間になるのかといったことを年間のスケジュールの中でしっかりそれを補っていただくような、さまざま行事との兼ね合い。また、長期休業期間との兼ね合い。土日、時間外の時間での補習等の兼ね合い。そういったものについて個々の状況を踏まえながら、それぞれやっていただく必要があると思っております。また、具体的なその手法につきましては、委員おっしゃったように、例えば動画等の撮影につきましては、得意不得意があると思っておりますので、そうした点について県教育委員会のほうで、まずは主導的に策定をしていくことによって、全ての学校において同じように使えるような、そういった環境は示していきたいというふうに考えておりますし、また、さまざまな家庭学習の教材につきましても県教育委員会のほうでさまざまな選択肢を全ての先生方にお示しをして選んでいただけるよう、そういったことは取り組ませていただきたいと思いますと思っております。

◎依光委員 国も今回のコロナウイルスのことで、いろいろな働き方が変わったりとか、これまで考えられてきたことで、理想としていたけどなかなかできなかったことというの

もやっといこうみたいな話もあって、そういう意味でいったら教育の中でも、個別の子供たちの意欲であったりとか、興味に合わせた個別最適みたいなこともある意味やれる。高知県においても中山間の子供たちに対する遠隔授業とか、いろいろな取り組みがあったわけですけど、その中で個人的な意見ですけど、オンライン授業というのも全国的に多分やられて、学校指導要領とかも同じなので同じところを全国的に多分つくってるような形になるし、予備校の塾とかもスタディアプリ含めて、ある意味自分はいいい授業をみんなで見ると。個別に生徒とかも力を伸ばせるように学校の先生方は動いていけばいいんじゃないかなと思います。そういう意味でいったら、さっきのモチベーションの話もすごい大事なので登校日をしっかり位置づけながら、この子に対してはこうしたらいいんじゃないかというところに集中して、変になれないオンラインの授業をつくるよりはどこかからもらってきたほうが早いような気がします。そこも含めて登校日というのは、緊急事態宣言がありますが、県で独自につくっていいのか、それとも文部科学省からこういうふうによというのがあるのか、そこら辺はいかがですか。

◎菅谷教育政策課長 まず全体的な考え方としましては、今回の緊急事態宣言を踏まえた登校日の設定については、文部科学省からも登校日の設定等をして、しっかりと学習のフォロー、また、生活の指導をしていくというような方針も示されているところでございます。当然そこについては、感染の状況を踏まえてということが、まず第一に来ますけれども、そういった文部科学省の方針も踏まえて本県においても登校日等をうまく活用して、しっかりと学習のフォロー等していきたいというふうに考えてるところでございます。

◎依光委員 ぜひ登校日に、発表とか何か生徒がそこに向けて、何かをやっていくようなことができれば。もちろん密集とか、そういうことになったらいかんのですが、何かそういう目標を持たせるような登校日にしていくと、もうちょっと違うし、ある意味テストというのは、学習教材を送って送り返してもらうということでもできるかもしれんけど、お友達がこんなことを始めたんや、探求の授業でこういうことを勉強し始めたんやってのがわかると、何かそれぞれの興味に沿ってできるかもしれんし、カウンセリングもストレスの話だけじゃなくて、前向きなところ、こういうところやったら子供電話相談室でもないですけど、こういう本があるよとかというようなことで、何か子供たちが飽きないような、登校日ってすごい大事だと思いますんで、また今後検討していただければと思います。

◎大石委員 ちょっと今の質疑のことで追加で2つほど伺いたいんですけども、1点は居場所の確保についてはできる限り行うという答弁があったところなんですけど、先ほどちょっと議論した、いわゆるオンラインの動画の配信とか教育についてですけども、これまでの県の遠隔教育は基本的に中山間なんか学校に集まってテレビで受けてたりとか、そういうことが主だったように思うんですけども、そういう場合は問題ないんですけども、例えば中山間とかで家庭にもそもそも電波が届いてないという家庭も、数は少ないかもし

れませんが、あるように思うんですけれども、そういうWi-Fiのルーターを貸してもらっても、そもそも電波が入らないとか、そういう子供たちに対しては居場所という意味で学校に来て、そういうオンラインの授業を受けるということもあり得るのかということで、あわせてそういう家庭がもしあるとしたら、それに対する支援は、それをやらないとしたらどういう方法があるのかというのが1点目でございます。

2つ目は、土居委員から部活の話が出ましたけれども、この5月以降やっぱり高知県高校体育大会、インターハイ、それから7月の総合文化祭、大きなイベントがありますけれども、一応期間が5月6日までとなっておりますので、そこが終わった段階で一定そういったことについては判断するようになるのか、そのあたりの判断の時間軸についてちょっとどういう想定をされているのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

◎伊藤教育長 最初の部分、遠隔教育というかオンラインの授業をやるに当たってやっぱり一番課題になるのは受け手側の子供たちが自宅でそういった環境を持つておるのか。端末もですし、そういうインターネット環境があるのか。だから皆さんがない中で、そういったことをやってもいけないんじゃないかっていう話もあります。ただ、先ほど御説明したようにそうしたことをやっているとオンラインというか、そういう遠隔地の動画配信授業は進まないから、やろうと。受けられる子供たちはインターネット経由で受けられるし、受けられない子は今はまだできてないんですけど、各学校に配置しているタブレットとか端末を貸し出しその動画をCDかDVDに焼いてそれを渡すという方法もあるんじゃないかと。だから各家庭でそういう環境がないからできないではなくて、とりあえずそういうコンテンツをつくって、それで配信する方法をいろいろ考えて、それでまずやっていながら、つくったものを各教員に見ていただいて各教員がみんなできり出していく。そういったことで、今回いろんな教材もつくっていききたいし、これからのデジタル化に向けた教育にもつながっていくんだらうと。そういうことで、今後長期化も想定しながら、きのうから本格的にスタートさせたところですので、やれるところをしっかりとまずはやっていくというような形で、その中でタブレットの整備であったり、それから先ほどお話に出ました通信費の問題だと、そういったことも解決していくっていうことになっていくんだらうというふうに思っております。

それから2つ目のそれぞれ大きい高知県高校体育大会、インターハイ、四国大会、総合文化祭についても、大体時間軸としては、ゴールデンウィーク明けたあたりに高知県の状況、他県の状況、そういったことから総合的に、総合文化祭になると、主催はやっぱり全国の文化連盟になりますので、そちらとも相談しながらなっていきますけど、時間的にはそういった時期にどういう方向性になるのかということが出ていくんだらうというふうに考えております。

◎前田保健体育課長 先ほどの補足で済みません。高知県高校体育大会につきましては今

のところでは、4月22日に四国の高等学校体育連盟の会がございまして、そちらのほうで一つ四国大会がどうするかということを決定という方向でいくと思います。それにあわせて4月24日ちょっとまだ日は確定が来てないんですが、新聞等にも書いておりますが、全国の高等学校体育連盟のほうの臨時の総会が、この日だということ聞いておりますが、そこでインターハイについての一定の方向性が出されるということがありますので、それらを受けまして、先ほど教育長が言われたような形でできるだけそういう状況も踏まえまして、県内の高等学校体育連盟、それから専門委員長とか、いろんな方とも話をしながら、最終決定していきたいと思っております。

◎大石委員 どうもありがとうございました。

前段の教育長の御答弁いただいた中で、CDとかDVDに焼いてというお話ありましたが、そういう意味では、オフラインでもできる環境を整える、これ非常に大事なことだと思うんですけども、インターネット環境がない家庭の子供でも、まず家庭学習を優先するという認識でいいですか。例えば学校に居場所を確保し、インターネット環境がない子供たちは学校に来てもらって、ネット環境のあるところで、そういう動画を見るときは想定してないということでもいいですか。

◎伊藤教育長 済いません。今回動画を作成するに当たっての考え方として、みんなができないのであればというやらないということではなくて、いろんなやり方考える中でそういうお話を差し上げました。委員が言われたように、各学校において、特に中山間ってそういう子供の密度もそんな大きくなりませんので、そういった環境があってできる。そういう方法も含めて、どうやれば円滑にそういった学習ができるかということを経験的に考えていくことになっていきますので、当然そういった場合には、その選択肢の一つとしてそういうやり方もできると思いますので、ぜひそういったものを考えていきたいと思っております。

◎土森委員 子供の居場所ということで、放課後クラブとか幡多では学童保育というんですけど、それが放課後だけであったのが午前中なんかもすごくふえてきて、見る先生とか見てる人が非常に疲弊していると、また子供の近くですごくフレンドリーにやっておりますけど、どうしても忙しくて疲弊しているので、その辺の対応と、あと学童保育はうんと密接といいますか、すごく近いところに子供がいるんで、例えば1人が1.65平米とか、そういうパターンにあると思うんです。そういうところで例えば学校の施設は使えませんが、体育館を開放してくれるとか、そういうことはできるものもかどうかちょっと教えていただきたいと思っております。

◎三ヶ生涯学習課長 確かに現場のほうからは毎日、休業中ですので毎日朝から晩まで子供を見ているということで疲弊されているという声もお伺いをいたしております。ただ今回の4月の休業で3月とちょっと変わったところが、学校での受け入れがふえているところがございます。高知市のように、午前中は学校が受け入れして午後の時間に児童

クラブが見るというパターン、それがちょっとふえているので、そういうパターンによって少し児童クラブの方の負担軽減になっているのではないかと考えております。

◎土森委員 体育館とか、そういう。

◎三觜生涯学習課長 失礼しました。広さというか面積のところでございますが、やはり放課後児童クラブを一定の場所で実施をしておりますので、どうしても密接ということがございます。一つは、本当に必要な子供に来ていただくというところで、御家庭で見いただくことができるところは御家庭でという注意書きというか御案内もさせていただいておりますので、利用者自体はふだんよりは減っているということを伺っております。そして運動場とか体育館なんかも活用しながら密接にならないように、感染症対策に注意しながら実施をしているというふうにお伺いしております。

◎土森委員 よろしくお願ひいたします。

◎土居委員 県立学校、特別支援学校、児童クラブ等におけるマスクの配布ということは、約5万枚ということでお示しいただいたんですけど、幼稚園、保育園、認定こども園等について、幼稚園については市町村に対する経費の支援ということを、県がやってると思います。また、保育園と認定こども園については国からの直接支援ということですが、現場での確保の状況について県として把握はしているのか。

◎戸田幼保支援課長 済いません。各園でどれくらい確保できているかまでは把握はできておりませんが、確かに先ほど委員がおっしゃいましたように、マスクについては国の補助制度を活用して各園で調達している部分があります。あと、国から各園に対して1人1枚布製マスクがもう配布されております。さらに先ほど最初の話でもありましたように県に寄贈されましたマスクのうち2万枚に関しましては、これから市町村を通じて各園のほうに配布する予定でございます。

以上です。

◎土居委員 その中に子供用のマスクというのは入ってるんでしょうか。

◎戸田幼保支援課長 済いません。それは職員用でございますが、子供用のはございません。

◎土居委員 こういう御時世で子供の場合は、体力的にもちょっと心配もするんですけど、全国で子供が命を落とすような事例もちょっと見受けられてきているので、ちょっと心配をしてるんですけど。子供用のマスクの確保についての考え、県としてはあるんでしょうか。必要性はないでしょうか。

◎前田保健体育課長 国のほうから令和2年度の補正予算が示されまして、そこにおいて学校、それから保育等につきましても、マスク等の購入にある支援という形で補助金が出てくるようになっておりますので、現在それに向けて学校等あるいは各市町村のほうで保育園とかいうようなところを今調査しながら、それぞれ申請するような形で動いております。

す。ただ、どうしてもその物がすぐ手配できるかどうかというところがちょっとなかなか難しいところはちょっと御了承いただきたいと思います。

◎土居委員 わかりました。あと最後に、幼児とかに、感染症に対する教育、防御の教育であるとかマスク教育であるとか、こういったことは現場としてはしっかりやられてるんですか。感染症に対する。

◎戸田幼保支援課長 国からの示されたガイドラインに沿いまして、まずはマスクというよりは、まずしっかりと手洗いをすること。それとうがいとかすること、そういった予防対策について徹底しているというふうにお聞きしております。

◎桑名委員長 これから長期的になるのか、また断続的な休業というのものも、これから考えられるとございます。そういった中、子供たちが勉強もなかなかままならない、クラブ活動もできないという、ないないという感じなんですけど、ただ何かない中にもあるということ、何か教えられる教育というものを示していただきたいと思いますし、逆に困難を乗り越える力というのは、この時期にそしてまたこの時代に何かつくられるのではないかなと思ってます。まさに教師の、総務委員会でも言いましたけども、こんな時期だからこそ教師の力が試されるというようなことで、それぞれの業種の皆さん方を信じて、そしてまたこの困難な時期を乗り越えていただき、本当にこれを乗り越える子供たちをまたつくっていただきたいと思います。大変なこれから作業も入ろうかと思えますけれども、どうか教職員一丸となって、この困難乗り越えていただきますことを、委員長としても言わせていただき質疑を終わります。

以上で教育委員会を終わります。

《警察本部》

◎桑名委員長 次に、警察本部についてであります。

警察の時間は 20 分しかございませんので、説明のほうも端的に、そしてまたやりとりのほうも質問のほうも端的にお願いいたしたいと思います。それでは、本部長からの総括説明を求めます。

◎熊坂警察本部長 それでは、私から御説明させていただきます。

初めに、本県警察官が新型コロナウイルスに感染したことで、多くの県民の方々に不安と御心配をおかけしたこと、まことに申しわけございませんでした。

県警察では、宿毛警察署員への感染が判明した 3 月 31 日に、まずは宿毛警察署の全職員を自宅待機させ、県本部や隣接署から警察官を応援派遣し、地域の治安維持に必要な体制を確保してまいりました。また、保健所等と協力し、感染者の濃厚接触者を特定した上、随時 PCR 検査を受けるなど、所要の対応を実施してまいりました。その結果、多くの宿毛警察署員をしばらくの間、自宅待機させてきましたが、感染が確認された警察官 3 名についても、4 月 10 日に 1 名が退院し、その他 2 名もいずれも回復に向かっているところで

ございます。県警察といたしましては、保健所の行う感染経路等の調査に協力するとともに、さらなる感染予防対策に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症患者の発生に伴う警察署の業務運営につきまして、御提出しました資料 1 ページの新型コロナウイルス感染症患者の発生に伴う警察署の業務運営についてをお聞きいただきたいと思います。3 月 31 日以降、宿毛警察署等で勤務する警察官 3 名が新型コロナウイルスに感染いたしました。感染した職員は、宿毛警察署刑事生活安全課で許認可業務を担当する A、同じく宿毛警察署刑事生活安全課で生活安全少年業務を担当する B、3 月 31 日まで宿毛警察署刑事生活安全課で生活安全業務を担当していました C の 3 人でございます。

3 名の症状や経過につきまして、A につきましては、3 月 26 日に関節痛が出現後 37 度台の発熱があり、医療機関で投薬治療を受けましたが、その後も症状が改善しないため、医療機関を再受診し P C R 検査を受けたところ、31 日に陽性が確認されたところでございます。

B につきましては、3 月 30 日の勤務終了後に 39 度台の発熱があり、31 日に医療機関を受診し P C R 検査を受けたところ、4 月 1 日に陽性が確認されました。

C につきましては、A の濃厚接触者に指定されたことにより、P C R 検査を受けたところ、4 月 3 日に陽性が確認されたものであります。

感染した職員の濃厚接触者については、保健所から宿毛警察署刑事生活安全課員等、警察職員 15 名が指定されましたが、P C R 検査の結果、陽性となった C を除きまして、全ての職員の陰性が確認されております。

次に 3 の（1）感染判明後の業務運営等についてでございます。宿毛署員の感染が判明した後、直ちに庁舎内への立ち入りを制限し、勤務していた職員については自宅待機を指示いたしました。また、今春の人事異動により、他所属から 4 月 1 日付で宿毛署に新規配置された職員に加え、本部や隣接する中村署員等を応援派遣し、管内の治安維持体制を維持するとともに許認可業務担当者を別途派遣し、屋外において窓口業務を行い住民サービスが低下しないように努めました。定期異動の対応につきまして、感染の拡大防止を図るため、4 月 1 日付で宿毛署から転出した職員について自宅待機を指示しております。

警察施設の消毒については、3 月 31 日及び 4 月 1 日の 2 日間、本部から機動装備隊員を宿毛署に派遣し、警察署、駐在所、職員が居住する宿舎、パトカーなどに実施しました。このうち、警察庁舎の消毒作業は 3 月 31 日中に終了し、午後 7 時過ぎに立ち入り制限を解除しております。

現状につきましては、自宅待機を指示していた職員のうち、濃厚接触者として指定されなかった職員については、濃厚接触者として指定された職員が全て陰性であると判明した 4 月 4 日に自宅待機を解除し、通常勤務に復帰させております。

また、濃厚接触者として指定された職員につきましては、保健所の指示に基づき 14 日間の健康観察期間を経て、4 月 15 日には全て復帰させております。

現在の本部等の応援は、1 名を許認可係として送り込んでいるところでございます。

また、感染した職員については、退院後 4 週間自宅において経過観察した後に勤務に復帰させる予定となっております。

今後も感染防止対策を継続して行うとともに、県民の安全安心を確保できるよう、業務運営をまいりたいと考えているところでございます。

私からの御説明は、以上となります。

◎桑名委員長 それでは質疑に入ります。

◎大石委員 済みません、2 点簡潔にお伺いしたいんですけど。1 点は免許の更新なんですけれども、今、延長措置とか、センターでの 3 密回避に御努力いただいていると思えますけれども、警視庁がたしか 15 日から休止。ほかの地域でも埼玉とかも、主に緊急事態宣言がこれまで出るところでは、免許の更新手続の休止措置をとっていると思うんですけども、高知はどういうふうにお考えなのかというのが 1 点目でございます。

それから 2 点目は、交番とか駐在所の、いわゆる巡回連絡とか非常に重要な業務があるかと思えますけど、今、この時期に家庭とか職場に訪問するというの非常にちょっと難しいんじゃないかと思うんです。そこのあたり職務に変更があるのかということ、その 2 つお伺いしたいと思います。

◎熊坂警察本部長 1 点目の免許の更新につきましては、今の段階では延長措置を当分は講じているところでございますけれども、緊急事態宣言を踏まえまして、他の県と並びを同様に休止するという点についても検討しているところでございます。

2 点目の駐在所、交番の巡回連絡については、必要性については委員御指摘のとおりでございますので、必要性と今の状況を鑑みながらやるべきことはやっていくと。他の捜査部門についてもそうですけれども、警察としてやらなきゃいけないことについては、この状況下においても、きちっと対応させていきたいというふうに考えております。

◎大石委員 ありがとうございます。休止措置については、今、検討中ということですが、大体いつぐらいまでに決めるかとか、あとこれは本部長の判断になるんですか。

◎熊坂警察本部長 最終的には公安委員会の判断なんですけれども、他県の状況を踏まえながら早急に対応を検討しているところでございます。

◎西森委員 一人一人の職員の皆さんがやっぱり危機意識をしっかり持った生活というのをお願いしたいと思います。警察が機能しなくなるというのは、非常に県民の安全安心にとっても大きな影響を与えるわけでありますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。本当に自分自身への水際対策というか、ウイルスは入れないという、そこのところはまずお願いしたいと思います。

それとあと、拘留中の留置場に入ってる方がもし感染をした場合、どういう対応になるのか、病院のほうに入るのか、それともそのまま留置場にいるようになるのかとかというのは、それどういう形になるんでしょうか。もし万が一感染が発生した場合。

◎熊坂警察本部長 今回の仮定での御質問に答えにくい部分がございますが、万が一感染したときには、まず保健所と相談して、入院措置が必要であればその対応を、手続をとっていくことになると思いますし、場合によっては自宅での静養みたいな形のケースもございます。ホテルでの静養みたいな形で、隔離をするということであれば、やっぱり留置人のいない、使っていない留置場に移送するなりの対応ということも考えていかなきゃいけないというふうに考えております。いずれにしてもちょっと個別のケースになりますんで、こういうふうになっているということは、今ちょっとお答えしづらいというのが現状でございます。

◎西森委員 それで拘留されてる人がかかった場合、病院とかに入った場合、何か逃げたしまうんじゃないとか、そういうところに関してはやっぱりきっちりと監視をつけてみたい形になるんでしょうか。

◎岡崎総務参事官 警察官が常時監視して逃走の防止は図ります。

◎西森委員 わかりました。

あと最後に、警察学校の状況というのはどうなるのか。もう休みになってしまうのかとか、そのあたりはどうなんでしょう。

◎熊坂警察本部長 警察学校につきましては、4月に入校しまして、現在も通常どおり、もちろん、例えば接触するような訓練とかは控えるなり、外出に制限をかけるなりはしていますけども、通常どおりの運用をしているところでございます。

◎西森委員 もし感染者が出た場合は、やっぱり休校というんでしょうか、そういう形になる。

◎熊坂警察本部長 感染者が出た場合には、隔離できるなら隔離しますし、濃厚接触者も多数出ると思いますんで、その場合には、学校の期間の延長なりも考えていかなきゃいけないと思っております。

◎梶原委員 高知県警察の本部は、県庁の本庁舎と同じく、県警察としての職務を行うに当たって、そこにしかない機能を持った代替のきかないものであって、県庁本庁舎と同様に、例えば仮に県警察本部の中で感染者が出た場合でも、全ての機能をとめるというわけにはもちろんいかないという中でのリスク管理。出た場合には、それぞれの部門に出たかによっても変わると思うんですけれども、そのリスク管理について今の状況でわかる範囲で教えていただきたいのと、もう一つ、日ごろの県民生活というか、治安維持において、まだ高知ではそんなに聞いたことないんですけども、県外ではやはりいろんな自粛であるとか自宅待機であるとか、そういったことに対するストレスがたまって、例えば子供を傷

つけるような報道等々も見受けられますが、そういったいろんなことを自粛することや自宅待機などによって、過度のストレスがかかることによる 110 番であるとか、そういったような傾向が見受けられるのかどうか、それもわかる範囲で、その 2 点教えていただきたいんですが。

◎熊坂警察本部長 1 点目の警察本部の機能につきましては、御指摘のとおりとめられない部分というのももちろんございます。一例で申し上げます、通信指令本部です。110 番を受理して指示を出すところなんかはもう完全にそこにしか機能がございませんので、そういったところでは感染の予防を徹底するということでは対応しております。

2 点目につきましては、今 110 番の受理とかを毎日確認しておりますけれども、委員御指摘のような事案というのは、今、高知県内では発生していないというふうに承知しておりますところでございます。

◎梶原委員 まずは感染の防止を徹底するというところではあろうと思いますが、それでも出た場合、例えば、そのフロアのみを消毒するのか、その建物なのか、なかなか宿毛みたいに署全体を一旦閉めるというわけにはいかない中で、詳細のお答えはなかなかあれだと思いますけど、それでも感染者が出た場合のさまざまな想定をしながら業務に当たってるといことでよろしいですか。

◎熊坂警察本部長 これもケースバイケースです。多分、感染者はどこまでの行動していたかどうかということも含めて消毒範囲というのは決まってくると思いますんで、一概にはちょっとお答えしづらい部分であるんですけども、消毒自体は宿毛署でも経験した結果からいうとそんなに時間がかかるものではないので、ある程度の範囲を仕切ってぱっとやればそれほど業務に支障がないのではないかなと思っております。

対応として懸念されておりますのは、例えば人が、ある人がかかったときにその人の業務を誰でもできる業務ではないときに、過去の経験者なんかをピックアップするとか、そういった対応というのは今事前にしているところでございます。

◎桑名委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、警察本部を終わります。

《商工労働部》

◎桑名委員長 それでは次に、商工労働部について行います。

最初に、商工労働部長からの総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、経営支援課長の説明の後にあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎沖本商工労働部長 商工労働部の沖本でございます。私からは、新型コロナウイルス感染症による県内事業者等への影響や課題について、また 4 月 8 日、10 日の調査特別委員会で各団体からいただきました要望等について御説明をいたします。

お手元にお配りをしております青色のインデックス、商工労働部の資料の 1 ページをお

開きください。まず、1新型コロナウイルス感染症対策の現状と課題についてでございます。商工会や商工会議所などの商工団体や各事業者に影響等をお聞きし、業界ごとに主な内容を整理したものでございます。

まず飲食業におきましては、毎年3月に多い団体の宴会予約が入らず、また観光客の減少により昼食客も少なく売上げが減少している。中には売上げが前年比で5割から9割減少しているところもあり、事業の継続が難しいというお声がございます。

次に、旅館やホテルにつきましても、4月は宿泊、宴会とも団体の予約がほとんどキャンセルという状況にございまして、ゴールデンウィーク前まで閉館、休業しているというところもあるというふうに伺っております。また宿泊に関しましては、6月までは新規予約がほとんど入っていないということでございまして、非常に厳しい状況にあると認識しております。

次に、交通・運輸につきましては、クルーズ客船の運行停止や観光ツアーの中止等により、観光バスの売上げが大幅に減少し、ドライバーの継続雇用が困難な状況になるとお聞きをしております。また、タクシーも3月の売上げが対前年比35%減少した会社もありまして、4月以降もさらに減少することが懸念をされております。

小売につきましては、高知市中心商店街の来客が50%程度減っており、特に例年であれば売上げが増加いたします3月、4月の落ち込みが激しいといった状況でございます。

そして建設・建築につきましては、中国からの部品納入ストップにより、工期に間に合わず資金繰りに支障を来しているという声をお聞きしております。

非食品の製造業に関しましては、現時点で生産活動へ大きな影響はないものの、感染拡大の長期化による部品や原料等の供給不足、遅延により今後の影響を懸念する声が寄せられております。また一部の企業においては、首都圏等における営業活動の制限により、新規受注の確保が難しく、売上げへの影響が出始めているといった状況にございます。そのほかにも花屋や写真店、フィットネスクラブなども含めまして、県内事業者のさまざまな業種に影響が及んでおります。県の相談窓口にも寄せられる内容も、3月は当面の資金繰りに関するものが多かったものの、4月からは売上げの大幅な減少に関するものなど、一層厳しい内容となっております。

次に、同じく1ページ下段の③雇用関係の状況については、高知労働局にお聞きした県内の状況でございます。高知労働局に特別労働相談窓口が開設されました2月14日から4月14日までの間の相談件数が651件。主な相談内容は雇用調整助成金や小学校休業等対応助成金に関するお問い合わせ、休業に関する相談などとなっております。業種別では飲食業、宿泊業から多くの相談が寄せられている状況にあります。

また、県内の6つのハローワークへの雇用調整助成金に関する相談件数は、4月10日現在312件となっております。なお、高知県内における新型コロナウイルス感染症の影響に

よる就職内定の取り消しや解雇について、労働局が把握している範囲では、4月13日現在で該当はないというふうにお聞きをしております。

次に2ページの課題でございます。今まで申し上げましたとおり、県内事業者の経営状況は大変厳しい状況になっておりまして、事業の継続や雇用の維持・確保に向けた支援が喫緊の課題となっております。このため、令和2年4月7日に閣議決定されました「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に盛り込まれました国の対策を最大限活用しながら、県制度融資の拡充など、「危機的状況の今を乗り切るための取り組み（ひいては雇用の維持・確保）」、そしてもう一つ、「収束後のV字回復に向けた取り組み」などの実施を検討をしております。

また、2にございます新型コロナウイルス感染症対策として現在行っている取り組みにつきましても、この後、経営支援課長より御説明をさせていただきます。

続きまして、4月8日と10日に開催されました新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会において、各団体からいただきました要望と対応について主なものを御説明いたします。資料2ページの下の部分に記載をしております、項目3新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会における団体からの要望等についてをごらんください。まず、高知県信用保証協会の融資枠の拡大に関する御要望につきましても、2月県議会定例会でお認めいただきました新型コロナウイルス感染症対策融資及び新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金について、現在融資総枠の拡大を検討をしております。

次に3ページの高知市商店街振興組合連合会の要望についてでございます。まず、人件費や家賃などの固定費の負担軽減につきましても、国において持続化給付金が創設されたところであり、この状況や市町村の御意見等も踏まえまして、支援のあり方を検討してまいりたいというふうに考えております。また、4ページにございます県内飲食業関係者からも同様の御要望をいただいております。

次に3ページのほうに戻りまして、給付金や融資などの申請手続の簡素化につきましても、まず雇用調整助成金について6月30日までの緊急対応期間における申請の簡素化や、支給までの期間短縮を図る特例措置が厚生労働省から公表されております。また、県の融資制度につきましても、金融機関、保証協会への申請書類の一部を提出不要とし、ヒアリング対応とすることで手続の簡素化を図っております。なお、雇用調整助成金の手続の簡素化等につきましても、3ページ中ほどにございます(4)高知県バス協会、(5)県内飲食業関係者からも御要望をいただいております。

次に、高知県旅館ホテル生活衛生同業組合の売り上げ減少補填のための一時金支給制度の創設に関する要望につきましても、県内中小企業者を支援いたしますため、2月議会で県独自の融資制度を創設したところがございますが、さらなる支援を検討してまいりたいというふうに考えております。また、利子補給制度の対象の拡大につきましても、業種や

規模等で借り入れ形態がさまざまございますことから、借り入れ条件にかかわらず、一定の利子補給ができるよう見直しを検討しておるところでございます。

次に、高知県バス協会の資金繰りの支援措置に関する御要望につきましては、現在、融資総枠の拡大などを検討しております。

最期に4ページの県内飲食業関係者からの御要望の2つ目、休業飲食店への手厚い補償につきましては、地代、家賃に関する御要望への対応と同様に、今後、市町村の御意見等も踏まえまして支援のあり方を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、私からの総括説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

〈経営支援課〉

◎桑名委員長 次に、経営支援課について行います。

◎山本経営支援課長 経営支援課の山本でございます。私からは、新型コロナウイルス感染症対策として、現在行っております県内中小企業への資金面からの支援等の状況について御説明をさせていただきます。

お手元にお配りをしております青のインデックス、商工労働部の資料の2ページ目、枠囲みをしております、2新型コロナウイルス感染症対策として現在行っている取り組みのところをお願いいたします。県では、(1)の相談対応と(2)の県の制度融資を活用した支援、こちらの2つを行っているところでございます。相談対応といたしましては、(1)に記載しておりますように、中小企業の事業資金等に関する相談に対応するため、ことし2月27日以降、相談窓口を休日も含め設置し、さまざまな相談をお受けしているところでございます。相談件数は、4月15日までに425件。3月までの約1カ月間が199件。4月以降、約半月が226件となっております。1日当たりの平均相談件数は4月以降がほぼ倍増しているような状況となっております。また相談をお受けする中で、お教えいただく中で業種がわかったものが約6割、そのうち飲食業からの相談が特に多く117件となっております。また飲食業でも居酒屋やバーといった夜間営業からの相談が多く寄せられております。

その他の相談内容等の概要といたしましては、③の4ばつ目以降に記載しておりますように、経営が成り立たない。一時閉店を考えるなど、厳しい経営状況を訴えられる相談が多く、また融資の相談や経営状況や取引期間等をお聞きした上で、日本政策金融公庫や県内金融機関への早目早目の相談を助言もしているところでございます。

また、国の持続化給付金等の現金給付に関する相談も増加しておりますし、生活困窮を訴えておられる相談者には緊急小口資金など、生活福祉資金の利用を案内するケースも増加している状況でございます。

県の制度融資を活用した支援では、(2)に記載しておりますように、新型コロナウイルス感染症対策融資制度、利子補給制度の創設等により、政府系金融機関による資金繰り

支援とあわせて、売り上げ等が減少している事業者の資金調達を支援しております。

初めに3月に創設いたしました両制度の概要を説明させていただきますので、資料の5ページのほうをお願いしたいと思います。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高の減少などで厳しい状況に直面しております県内事業者の資金調達に関し、県で取り組んでおります支援の概要を整理したものとなっております。3月に創設いたしました融資制度のスキームは中段左にありますように、事業者が金融機関から融資を受ける際の保証協会へ納付する保証料の補給と、下のほうにあります金融機関に支払う利子の補給、こちらの二本立てとなっております。

保証料の補給につきましては、県の制度融資の中に、そちらの右のほうにありますように、新型コロナウイルス感染症対策融資を創設することで保証料率を大幅に引き下げ、事業者負担の軽減を図ることとしております。この融資の対象となる事業者は要件にありますように、新型コロナウイルス感染症に起因して、最近1カ月の売上高等が前年同月に比べ少しでも減少された方、または今後の減少が見込まれる方とし、可能な限り要件を緩和するとともに、貸付限度額を1億円とし、償還期限、据置期間につきましても、国の補償制度の上限内にはなりますけれど、最長で12年間での償還、うち据置期間4年で御利用いただける制度となっております。貸付利率は、下のほうに米印として枠外右下に記載しておりますが、2.27%以内とし、金融機関に対しては可能な限り引き下げていただくよう要請しております。保証料率は、売上高等の減少が20%以上で、対象となりますセーフティネット保証4号。5%以上で国の指定する業種、今現在、738業種を指定されておりますが、その指定業種が対象となりますセーフティネット保証5号と、15%以上で対象となる危機関連保証がゼロ%、それ以外は0.1%という形ということにさせていただいております。

その下の枠組みが利子補給制度の概要でございます。対象となる事業者は、要件として記載しておりますとおり、セーフティネット4号・5号、または危機関連保証の認定を受けた方で、下にあります貸付限度額等の条件で融資を受けられた方に据置期間内の利子相当額を全額補給をいたします。貸付限度額、償還期限、貸付利率は、上の新型コロナウイルス感染症対策融資と同等となっております。セーフティネット4号・5号、または危機関連保証の認定を受けた方は両制度を併用いただけますので、償還期間内の保証料はゼロ%。最低4年間実質無利子で融資を受けられる制度となっております。

また、この両制度の創設とあわせまして、既存の県制度融資の要件緩和等も図り、事業者のさまざまな資金繰り需要に柔軟に対応することとし、売上高等の要件を今回創設しました融資制度と同等に緩和しますとともに、借りがえを行う際に付していた条件もなくしましたほか、より柔軟に融資の条件変更が行えるように幾つかの融資メニューについては償還期間の延長なども行っております。

以上が、資金面からの県の中小企業支援の全体像でございます。

2 ページにお戻りをお願いします。これまでの新型コロナウイルス感染症対策融資制度の実績は、保証料補給の決定件数として記載しておりますとおり、4 月 15 日までに 481 件、149 億 7,000 万円。利子補給制度につきましては 535 件、185 億 8,000 万円となっております。利子補給の認定件数が保証料補給の決定件数より多くなっておりまして、利子補給の認定を早目に受けたことから、融資実行日の関係などで保証協会の決定がその後になるケースがあることによるものでございます。保証料補給の内訳を見ますと、481 件のうち、小売業が 97 件、飲食店が 94 件、卸売業が 47 件などとなっております。引き続き信用保証協会、金融機関、商工会、商工会議所等と連携し、確実な支援をしまいたいと考えております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎大石委員 幾つかお伺いしたいんですけど、一つは緊急事態宣言が拡大した中で、多分今の県民、特に今回、飲食とか宿泊、固定費を何とか応援してくれとか、こういう要望が本当に切実な声が届いてますけれども、多分皆さんの注目は、今度の例えば交付金を、いわゆる東京都みたいに協力金のような形でいただけるのかどうかとか、そのあたりが議論になってくると思いますが、きょういただいた資料には市町村と相談の上というふうに書いてます。これは非常に重要なポイントだと思うんですけども、例えば宿毛なんかは非常事態宣言したけれども、補償はやらないと。けど一方で次の日に黒潮町がやるということになって。これから市町村の住民の間で変な話、濃淡が出てきて、何か逆にそれが不信感みたいにやっぱりつながらないようにしないといけないんじゃないかという懸念があるんですけども、県はもちろん市町村と十分相談をしてやらないといけないと思えますけど、市町村によっては多分考え方に、首長もそれぞれですし、濃淡あるかと思えますけど、そのあたりをどういうふうにバックアップをしていかれるのかということと、それから協力金の問題はいろいろ報道もされてますけれども、そのあたりの考え方について、まず伺いたいと思います。

◎沖本商工労働部長 私ども今まさに予算の補正に向けていろんな制度をできるだけ県下一律、要はどここの市町村に行ってもそんなに区別がつかないように、一律ある程度バランスのとれた制度にしたいと思って調整はしております。ただ、やはりお話を伺いする中で、それぞれ担当部局セクションの意見の違いだとかいうところは正直感じておまして、これは一つ大きな課題であると思っておりますけれども、例えば商店街の振興なんていうのは、やはり我々が一方的にやるのではなくて、地元市町村の皆様がどう商店街を維持していくのかとかいうことも踏まえた対応が必要だと思っておりますので、やはりこういった地元の意見も踏まえて、地元のお考えも踏まえた上で、協調してこの制度を考えていきたいと

いうふうに思っております。

◎大石委員　そういう意味ではあれですけど、もう個別にやりとりするのか、市町会とか町村会みたいな組織とある種一体となって議論していくのか、そのあたりどうでしょうか。

◎沖本商工労働部長　現時点では策定段階ですので、まずはちょっとピックアップした市町村から御意見をお伺いしながらやっていると状況でございますけれども、今後、場合によっては、市長会、町村会と連携を図りながら、制度創設に向けてちょっと動いていきたいというふうに考えております。

◎大石委員　もう1点。きのう朝日新聞に沖本部長のコメントが大きく載られてましたが、居酒屋の名店がなくなるといことですけども、これを機にそういう意味で廃業を考えるとという方も随分ちらほら聞いてますけれども、一方で、例えばこの機に本当に廃業していただくんじゃなくて、もし事業承継していただける方がいれば継いでいただくとか、こういうこともちょっと考えておかなければならないのかなと思いますけれども、そういった事業承継、今のところコロナウイルス対策での事業承継の支援というのはちょっとないように思うんですけども、ちょっと考え方について伺いたいと思います。

◎沖本商工労働部長　正直申しまして、事業承継自体は長年取り組んでおりますけれども、さまざまな課題がある中で思うように実績が上がってないというのが事実でございます。そうした中でこのコロナウイルスの対策で、例えば今お話がありました居酒屋に関しましても、もう突然に決められたということでございますので、やはりなかなか調整する期間がなかったということでございますけれども、例えばそこに空き店舗ができるわけなので、その後と同じような業態の方が入ったりとすることであれば、非常にスムーズにスタートができると考えておりますので、そういった支援策というのも、これもやはり地元の市町村と一緒にちょっと動いてみたいというふうに考えております。

◎大石委員　あとまたちょっと別ですけども、この間、社会福祉協議会に来てもらったときの特例貸し付け、これの中身を見るとほとんど個人事業主が多かったということで、今、特に話題になってますフリーランスとか個人事業主の皆さん、国も持続化給付金とか特例の貸し付け、あるいは小学校の子供を休ますのに休業支援とか、いろんな制度がありますけれども、今ちょっと谷間で非常に困っているのがこの皆さんだと思いますけれども、県として今の国の制度以外に何か応援するような仕組みとか課題と捉えていることがもしあったらお伺いしたいと思います。

◎沖本商工労働部長　フリーランスに関しましては、今は国の制度が幾つかある中で、我々県として今把握しておりますのが、やはり雇用を守るという意味で、もちろんフリーランスの方々も当然働いていらっしゃるわけなのであれですけども、やはり大規模な雇用が失われることがないように、ということで今話を進めておりますけれども、交付金につきましても、第1弾、第2弾という形でどうも配分されるようですので、そういった状況とか、

あとどういった事業に対して充てられるかとかいうのを見きわめながら、そういった施策も考えていきたいと思います。

◎大石委員 最後に、いわゆる県のデジタル化とか、いわゆるAI、IoTのオープンイノベーションとか、いろんなことを商工労働部が企業誘致も含めてこれまで取り組んでこられたと思うんですけども、さっきも教育委員会でやっぱりオンライン教育をこれからやっていかないといけないとか、あるいは健康政策部でもオンライン診療を導入していかないといけないとか、いろんなことが出てくる中で、できる限り高知と関係した企業とか資源を活用していくという意味では、商工労働部のこれまで培ってきた知見をどういうふうに生かすかということにもなってこようかと思えますけれども、そのあたり他部局との連携とか、今後の取り組みについてお考えのことがあったらお伺いしたいと思います。

◎沖本商工労働部長 実はまさに、この次の収束後のV字回復に向けて、やはり生産性の向上だとか販路の拡大等々を考えますと、この機を逆にチャンスと捉えて、県内事業者の皆様デジタル化というのを進めていきたいというふうに実は考えておまして、それも今、今回の予算の中に盛り込めないかということでもいろいろ検討しておるところでございます。その際にやはり、多分、高知県情報産業協会とかいろんな県内の事業者様の御意見を聞きながら、そういった県内のデジタル産業にかかわっている皆様方の活躍の場といいますか、そういうものが一緒にできればいいなというふうに考えております。

◎大石委員 そういう意味では、今現在、高知県にかかわっていただいている誘致企業とか、あるいはこれまでかかわってきた企業のこういう技術があるということをも他部局にもある種、営業をかけるのは難しいかもしれません。紹介するとかそういうことまで含めて一応考えられてるという感じですか。

◎沖本商工労働部長 まだちょっと詳細については検討段階ですのであれですが、県内IT産業系の方々と一緒に少し動けるようなことを考えていきたいというふうに思っています。

◎桑名委員長 まとめてください。

◎大石委員 そういう意味では、さっきV字回復というお話がありましたけど、オンライン診療とかオンライン教育というのは、もう今既にきょうからやらないといけないようなこともありますので、ぜひ取り組んでいただきますようお願いをして終わりたいと思います。

◎坂本委員 融資制度、あるいは利子補給制度、実績の報告があつてますけども、実際に、相談に来られて、先ほど言われた要件緩和を相当してるということも随分繰り返し課長も説明されてましたが、しかしその要件緩和しててもなかなか対象にならなくて、相談に乗れなかったというような件数というのはどれぐらいあります。

◎山本経営支援課長 県制度融資は保証協会の保証つきという形でさせていただいており

ますので、保証協会のほうに今回のコロナウイルスの関係でお断りしたものがあるかということで確認しましたら、業種的には不動産の賃貸業というのをちょっとお伺いしたんですけど、どう考えてもちょっとコロナウイルスの影響等は見られないということで、それについては事業者のほうも納得されて活用に至らなかったというのが1件あるだけで、ほかの部分については基本的に審査を当然させていただきますけれど、保証も受けるという形で対応していただいております。

◎坂本委員 例えば本社は高知県にあって、事業展開しているのが東京であったりとか、あるいは海外に向けてやってるということで東京に住まわれてると。納税も全部高知の税務署に、あるいは中央東県税事務所とか中央西県税事務所とか県内の県税事務所に納税してるというようなところは、事業展開しているのが東京だからということで対象にならないとかいうことはないですか。

◎山本経営支援課長 基本、県内に本店もしくは支店があるということで、そういった企業は対象にしております。その上で必要な資金につきましては、特に支店の場合とかにつきましては、高知県の支店の部分の運転資金でありますとか、その支店に要する設備の資金でありますとか、そういったものには限定はさせていただいております。

あと一部、県外へ展開をする展開資金が欲しいという分については1件認めているケースもございます。

◎坂本委員 基本的には、本が高知県にあればそれは構わない。対象になるということですね。

◎山本経営支援課長 本が高知県にあって、高知県の中でその本でかかる経費ということになります。

◎坂本委員 県内本に係る経費であって、例えば支店とかではだめということになるんですか。

◎山本経営支援課長 済みません。例えば高知県に本が高知県にあって、隣の徳島県とかの支店の運転資金でありますとか、その設備投資でありますとか、そういった部分につきましては、徳島県のほうの制度融資のほうを活用していただくという形になります。

◎坂本委員 いずれにしても、先ほど言われるように、要件緩和してやりゆう中で、さっき1件はちょっと対象から外れるようなケースがあったということなんですけども、できるだけやっぱりそのニーズに応えられるような融通をつけるというか、そういうふうなことをぜひ今後も対応の中で検討していただきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

◎土居委員 大石委員の最後の質問にちょっと関連するんですが、部としてV字回復を以てらんでデジタル化を進める政策を打ち出していこうという方針は大賛成なんです。

あと現時点でも感染防止策として、政府が今回、緊急事態宣言を全国に広げたんですが、

外出自粛要請による人との接触7割減というようなこともやってるんですけど、その一つの策として、テレワークの導入の支援ということもかなり進めてると思うんですが、いろんなメニューも既に打ち出していった積極的な活用も促してると思うんですけど、こういったことにまた高知県のデジタル産業等の技術を生かして取り組んでいったらどうかと思うんですけど。こういったテレワークの導入についての今の県の取り組み、それはどうなんでしょうか。

◎**沖本商工労働部長** 今回、いろいろ考える中で、テレワークなんかの導入につきましても当然盛り込んでいきたいとは思っておりますが、ただ、高知県のそういったデジタル関係の事業者の方々の中で、それがちょっとどこまで対応していただけるのかということが十分把握ができておりませんので、その辺も少し検討、ヒアリングもしながら検討して、できるだけ今回のこの機をこのデジタル化とあとこの県内の情報産業の発展にちょっとつなげていければというふうに考えております。

◎**土居委員** 私はこのテレワークの導入には一定のハードルがあると思うんですけど、一旦それ整備してしまえば感染防止策としては常に継続していくということになるかと思うんで、対策の継続性という意味では大変有効なんじゃないかと思うんです。

一つは県の補正予算で、今回、社会福祉法人におけるテレワークの推進ということで予算がついてたと思うんですが、これについては今どんな状況なんでしょうか。在宅就労を推進するために、就労系障害者施設サービス事業者におけるテレワークのシステム導入経費等支援というようなそういうものがあつたと思うんですけど。

◎**沖本商工労働部長** それは地域福祉部の予算だと思うので、ちょっと私のほうでお答えはいたしかねます。

◎**土居委員** わかりました。

◎**岡田委員** 県もいろいろ努力されてますけども、やっぱり国に対してもしっかりと要請といいますか、政策提言を求めていく必要があると思います。こういう全国的に緊急事態ということですし、外出の自粛とか、例えば休業要請をするということであれば、当然損失の補填、休業補償もセットでないと本当に経営も成り立たないし、雇用も守れないというふうに思います。一地方の努力だけでは、一定限界もあるんじゃないかと私は思ってます。そういう点ではやっぱり知事を初め執行部の皆さんしっかり国に対しても声を上げていただいて、しっかり県内の経営、あるいは雇用を守っていくという、視点に立つことがまず大事だというふうに思います。

その上で雇用についてですけども、雇用調整助成金は、手続きが複雑だということで一定簡素化をされましたけども、実際に申し込んでもなかなか3カ月かかるとかあります。その現状というのはどうなんでしょうか。そして実際に払われて、届くまでにそれほどかかるんですか。3カ月だとまだ制度できて実施されてないんじゃないですか。

◎北條雇用労働政策課長 雇用労働政策課長でございます。

今回の雇用調整助成金は国の制度でございますけれども、休業をした後に補償がされるという形になりますので、タイムラグがどうしても生じてしまうという、制度上そういう仕組みになっております。ただ、審査においては、これまで標準の審査日数を60日程度といったものを30日程度にしたいというような、極力短くしたいというような国の方向性があるということは御承知いただきたいと思えます。

◎岡田委員 聞き取りの中でも出ましたけども、一旦解雇をして、それでまた再雇用するというような話もありました。これは経営者にとっても労働者にとってもいいんだという話だったんですけども、しかし日本の保護制度の中では、解雇してしまうと再雇用の保障が全くないという事態です。やっぱり安易なそういう形ではなくて、しっかり雇用を守っていくという立場から、雇用調整助成金についても一層の簡素化、そしてスキルアップを図っていくことを求めていくことが大事だというふうに思えます。県としてもぜひ声を上げていただきたいと思えます。

あと固定費の問題ですけれども、固定資産税の減免、軽減について、政府は2021年度から軽減をしようという方向を示されておりますけれども、1年前倒しでやってほしいと。2020年度分からという声も、御要望もありました。その点、県としての考えというか、いかがですか。

◎沖本商工労働部長 固定資産税は市町村税ですので、やはりそれは地元市町村がしっかりと皆様の声を踏まえて対応すべき問題だと思っております。

◎岡田委員 そういう点ではまた市町村とも連携しながら県としてもやっぱり経営を守っていく、支援に立っていただくように御指導いただければというふうに思えます。よろしくをお願いします。

◎西森委員 きょうは会計管理局も来られてるということですが、それぞれの事業所の経営というのは本当に先が見通せない、収束がいつになるかわからない中で、さらに厳しくなっていくんだろうというふうに思われます。そうした中で税金に関しては、納期限の猶予というのも示されているわけですが、そこで会計管理局のほうにお伺いしたいと思うんですけども、入札に参加できる、登録して入札参加できるその指定業者に関しては、税金の滞納がないというのは一つの条件であるというふうに思いますが、ただこういった状況が続いていくと、納期限が延びたとはいえ、その先、非常にやっぱり厳しいという、そういうところも出てくる可能性もあるのではないかとこのように思われます。そうしたときに県の指定業者からも今まで一生懸命真面目に納税もしてたけども、新型コロナウイルスのこの状況で払えないがゆえに指定業者から外れてしまうということがあつてしまうと、本当に悲しい状況が生まれてしまうというふうに思いますが、そこに対するお考えをお聞かせいただければと思えます。

◎岡村総務事務センター課長 総務事務センター岡村です。

今の御質問でございますが、委員のおっしゃったように、入札の参加資格にはさまざまございまして、その中に税金の滞納がないということが条件の一つになっております。納税の猶予等、国また県のほうでも、諸手続をしていただくことで、入札に参加していただけますので、該当の事業者には不利益なようなことにはならないようにしたいと考えております。

◎西森委員 そうすると、納期限を先に延ばす手続をすれば大丈夫だという、そういうことでよろしいですかね。

◎岡村総務事務センター課長 そのとおりでございます。

◎西森委員 はい、わかりました。

◎大石委員 済いません1点、融資制度のことについてお伺いしたいんですけど、枠の拡大は検討いただいているというのはペーパーでいただきましたけれども、今度の国の補正で費用債務の借りかえについてもできるようになると。これ非常に重要なことで、かなりニーズも出てくるんじゃないかなと思いますけれども、このあたり民間金融機関等がどうなっていくのかということの情報、現時点でわかってることとか、今後の見通しとかを少し情報提供いただけたらというのが1点目と。

もう1つ、貸し付けの限度額1億円ですけれども、1億円、特にその借りかえができるなら、この限度額を上げてほしいというふうな声もひょっとしたら出てくるんじゃないかなというような、事業規模によっては思うんですけども、そのあたりの考え方と2点お伺いしたいと思います。

◎山本経営支援課長 今回の国の緊急経済対策の第3弾としまして、国のほうで民間金融機関も活用した新たな保証つきで、3年間実質無利子になるというような制度を全国統一でというお話はお伺いしております。それは県としても当然、受けてやるべきだというふうに考えております。その中で借りかえの部分につきましては、今、国のほうでも制度設計の詳細を詰めているところでございますので、一定その借りかえの分については、かなり幅広く対応いただけるようなのではないかとということでお話も伺っております。そうした中で、できるだけ借りかえすればその分、有利子が無利子に変わりますので、そういったところについても県のほうもいろいろ周知も図っていった対応していきたいというふうに思っております。

あと県の制度融資の部分についてでございますが、こちら、今現在の1億円の中でも、実質1億円借りられたら、その半分の5,000万円以内であれば企業の債務のところの借りかえにその資金を充てていただけるような制度設計とさせていただいております。けど、今うちのほうでいろんな書類とかを見ますと、基本的には実際の追加融資で対応されているところが多いというふうな状況は見てとれます。今後そういった借りかえの需要とかも

出てくるかもわかりませんが、そこはまた状況を見て、この限度額を上げていくか、そこは再度検討もさせていただきたいというふうに思っております。

◎**依光委員** 非常に大変なことであって、先ほど、きのうも観光のお話を聞いていて、自分自身は、例えば旅館であるとか、V字回復とありましたけど、そもそも事業体自体がなくなると、観光の施策を打とうとしても打てないと。そういう意味では、ある意味、高知県の中でも重要な企業があると。この旅館ホテルの要望の中には、一時金の支給というのもあるけど、ただこれというのがなかなか議論も必要やし、国の1兆円の交付金というのもあるけど、その中でどうしていくかということもあろうかと思いますが、一つ考え方として、もうこれは全国同じ状況なので、今は経営者の皆さんも本当にどうしようかと悩んでいる中で、やっぱり高知県は支援としてはもう最大限のことやるんだというメッセージ、できるできないということは置いて、そこら辺の部分も大事だと思います。

それともう一つは、その企業が実際にどういう資金繰りでどこまで耐えられるかという、いろんな努力をされて、経費の削減であるとか、いろんな支援策、雇用調整助成金も含めてやられてるんですけど、それは銀行から情報提供がもらえるかどうかというのはあるのかもしれないですけども、ある意味、商工労働部として、ここら辺までコロナウイルスが長引いたらいろんな企業が危ないとか、そこら辺の見通しみたいなのは、調査とか、持たれているのかそこはいかがですか。

◎**沖本商工労働部長** 正直申しまして、企業様の個々個別の、例えば月次の数字をいただくということはこれは現実的には不可能でございます。ただし我々としては、今、委員おっしゃったような視点で、コロナウイルスがどこまで続いたら、収束までかかればどういう状況になるというのはある程度のシミュレーションを考えて、例えば従業員規模だとかということで、あと売り上げだとかである程度シミュレーションはしながらやっていきたいというふうに考えておりますけれども、明確な数字というのがなかなかいただけない中の数字ということになりますので、ある程度はやっておりますけれども、それが、じゃあぴたり当てはまるかどうかというのはちょっとわからないんですけども、そういったシミュレーションも踏まえて制度に向けてどういったことができるかを検討してまいりたいというふうに考えております。

◎**依光委員** 企業からしてみると、やっぱり資金繰りの状況とかを腹を探られるというか、帝国データバンクから調査が来てもなかなか出すのはということもある中で、今回いろいろ要望に来られた企業は売り上げとかも、ある意味言っていたこともあって、ある意味そこまで来てるんやなというふうに自分は感じましたし、やっぱり相当厳しいからこそお話もされたという、そのマインドをまず一つ受けとめていただいて、やれることはとにかくしっかりやっていくと。

それともう一つは、企業でも全てを救うことは多分難しいのかもしれないし、ある意味、

新陳代謝というか、もう時代的に今、ビジネスモデル的にもちょっと厳しいところはしょうがないかもしれないんですけど、ただそうじゃなくてやる気があって、今後も高知県産業を引っ張っていくというところは、ある意味、特別優遇みたいなこともしたほうが将来的な長いスパンで見たら、やっぱりそれは正しい選択だったねというふうになるんだと思うんですけど、ここにも書いているその支援のあり方について検討であるとか、いろいろ検討されてると思うし、今の枠組みの中では難しいところもあるかとも思うんですけども、部長として大変な状況で部長になられたわけですけれども、そこら辺のチャレンジしていく、行政のぎりぎりまでチャレンジしていくみたいなそこら辺はいかがですか。

◎**沖本商工労働部長** 私は今回、何よりも高知県の雇用を守りたいという視点に立って、そのためには事業を継続していただければならないという視点に立って、この予算、今回の補正を今、策定をしておるところでございます。やはり、今、委員もおっしゃいましたように、正直、今回出てこられた要望について全てお答えすることは現実的には不可能です。しかも調整交付金もなかなか、今回、非常事態宣言が最初に出た、やっぱりたくさん今、感染者が出てるところの対策等々にもし配分されるとすれば、高知県って一体どこまで来るんだろうということで、非常に我々も逆に不安にもなっております。とって一律に、例えば大阪なんかは中小企業には休業補償の場合で一律100万円。個人には50万円の制度をつくられましたですけれども、これははや、もう隣の兵庫県でさえ、井戸知事は、とても兵庫での財政規模では対応できないというふうに明言をされております。もっと財政状況厳しい本県では、調整交付金がどこまで出るかにもよりますけれども、極めてちょっと色分けたことで、大きな雇用を守るというふうなことを考えていかなきゃいけないのかなというふうには思っております。そういったことを今、全体含めて、ただ、やはり我々は公平公正とかバランスとかということも一方で県民に求められてもおりますので、その辺、本当にいろいろ庁内でも今議論をしながら、めり張りもつけるんだけども余り御不満の声も出ないようなことを、どう着地を持っていくのかというのは非常に難しいところで、連日連夜頑張っております。またいろいろと御支援いただきたいですし、調整交付金につきましては、やはり額が1兆円では足りない可能性もございますので、全国知事会なんかとも連携をしまして、地方にもっと自由度がある調整交付金を配分いただけるように要望活動なんかに力を入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

◎**土森委員** 先ほど申しましたけど、本当に四万十市のほうも夜なんかも本当に寂れてすごく疲弊してまして、先ほどの地方創生の交付金で、部長が言われました自由度が高い使い方が必要だと思うんです。それぞれで、例えば先ほど依光委員が言われましたように、そこでしっかりと指揮をします。そういう調整のところが必要だと思って、そういうところできっとやっていただきたいんですけど、どうでしょうか。市町村、自由度が高い。

◎**沖本商工労働部長** まだ国から正式にどういった事業に充当できるというお話をいただいておりますので、現時点では何とも申し上げることができないんですけれども、例えば担当大臣のほうからも、例えばですけれども、雇用調整助成金の継ぎ足しみたいなものには使えないとかという話もありましたが、そういったところじゃなくて、ただ一方で、やはり県独自でやる、地方独自でやる事業に関して、独創性が仮にあったとしても、この交付金が使えるように、少しそれも全国知事会とあわせて要望、全国の声、多分同じだと思っております。ですから全国でやっぱり声を上げていくということが大事なのかなというふうに考えてます。

◎**土森委員** もう一つ、先ほど申しましたように皆さん言ってるんですけど、固定費の家賃とかテナント料、今、それこそ銀行とお付き合いある会社はいろんな手だてはわかっているんですけど、今、本当にみんなが困ってて小さいところなんかはそういう仕組みがわからない人いっぱいおるわけです。そういう人たちにどうやって手助けをしていくかということも大事だと思うんですけど、例えばデスクワークの職員を多く養成して支援をしていく。わかりやすいような仕組みをつくっていくとか、本当に月々、1カ月先、2カ月先がたちまち困ってる業者の方もしっかり助けてもらいたいと思ってるんですけど、そういうところはどうでしょうか。

◎**沖本商工労働部長** そこも今、基本的に、例えば家賃とか地元の、先ほど申し上げましたように商店街の家賃等々につきましては、やはり地元市町村のお考えもあろうと思しますので、その辺も伺いながらできるだけ協調した形でそういった御支援ができる方向で検討したいというふうに思っております。

◎**土森委員** 本当に今まで地域の産業、観光産業とか、高知県を引っ張ってくれたと思うんですよ。今のこの事態は僕たちが助けていかないかんと思うがです。何とかよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎**大石委員** 1点だけ、委員長に質問です。会計管理局がきょう来てるんですか。

◎**桑名委員長** 会計管理局というより、総務事務センターの課長。

◎**大石委員** そしたらちょっと基金のことわからないですね。

◎**岡村総務事務センター課長** 済みません。所管しておりません。

◎**大石委員** 所管してないんですか。ごめんなさい。

◎**桑名委員長** ちょっと私のほうからあれなんですけども、いろんな支援制度のPRという周知の問題なんですけど、我々は各部局のいろんな支援というのは、それぞれ聞くので一つのまとまりはあるんですけど、一般の方といたら、県はこれ、社会福祉協議会はこれ、国はこれということで一括してなかなかわからない部分があると思うんです。それと各新聞を見ても、部分部分にこういうふうになりますよということなんで、なかなか一般の人は何を使っていくのかわからないということなんで、これは商工労働部の主管になるわけ

ではないと思うんですが、事業関係があったり、あと生活支援があったり、あとは中小企業、零細企業それぞれの分野があると思うんです。そういった一括した制度を広告するという方法もちょっと考えていただきたいと思いますし、それは私だと、私が考えるならやっぱり高知新聞なんかの地元で一番多い、1面、2面を借りて、それを見たら自分の求めているものが一目でわかる。そしてどこへ相談に行ったらいいのかというのをわかるようなPRの仕方というのものもあるんじゃないかなと思ってます。多分一般の本当に事業主の人たちとか零細の人なんか、我々としたらこの融資の制度なんていうのは皆さんわかってるんだろうなと思いますけども。飲食だけでも9,000店ぐらいあって、その中で大変だということに、まだ融資だけでも数百件で終わってるというのは、まだまだ知らない人たちが、どこへ行ったらいいのかというのがわからない人たちがいるんじゃないかなと思いますので、総合的にわかるような周知の仕方というものも、商工労働部が中心になって、またつくっていただければいいのかなと思います。ただこれも国の制度もまだそこも決まっていなくて、全部が決まった段階にはなろうかと思いますが、放送なんかでやってますよというけど、放送というのは流れたら終わりですので、やっぱり何か紙面に残るような形をとっていただければと思いますので、提案しておきたいと思います。

◎**沖本商工労働部長** やはりそういった、先日コロナウイルス対策で、もし熱が出た場合にはどうしたらいいかというのが、実は新聞の何面かを割いて非常にわかりやすい、熱が出たらどうかとか、4日間続いたらどうかとかというのが全てわかるように書かれておまして、私もって保存をしておりますけれども、ああいった周知、県民の皆様に周知をするということは、自分はこれは全然適用にならなかったと思ってたら、実はもしかするとチャンスはあるかもしれないとかいうふうなことにもつながると思いますので、他部局とか総務部とも相談をしながら、ぜひ前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。ありがとうございます。

◎**桑名委員長** そしたら、質疑を終わります。

以上で、商工労働部を終わります。

ここで、休憩をいたします。再開は13時10分といたします。

(昼食のため休憩 12時9分～13時10分)

◎**桑名委員長** それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

《農業振興部》

◎**桑名委員長** それでは次に、農業振興部について行います。最初に、農業振興部長からの総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、農業政策課長の説明の後にあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎西岡農業振興部長 農業振興部長の西岡でございます。私からは、新型コロナウイルス感染症の拡大によります、本県農業分野への影響等につきまして御説明をさせていただきます。

まず、青色のインデックス農業振興部の1ページをお開きください。1の(1)高知県産農畜産物等への影響についてでございます。JAや卸売市場、量販店に聞き取りを行いましたところ、野菜につきましては、本県主力品目でありますナス、キュウリ、ピーマンでは、現時点におきましても需要や価格への影響は見られておりません。一方、外食、中食といった業務需要がもともと多いシシトウや大葉では、3月以降、需要や価格への影響が出てきておりまして、今般の外出の自粛要請等により、一層厳しい状況となっております。

花卉につきましては、これまでに卒業式や入学式などの式典やイベントの中止により、需要の減少や価格の下落といった影響が出ていたところでございますが、さらに外出自粛要請等の影響を受け、厳しい状況となっております。このため、県内の一部の産地では出荷調整により対応しておりますが、廃棄せざるを得ない状況も発生をしております。

果実につきましても同様に3月以降、贈答用のメロンにおいて需要が減少しており、外出自粛要請等により一層厳しい状況となっております。

畜産につきましては、量販店での食肉の売れ行きが堅調でございますが、ホテルやレストランを中心に高級肉の取引が減少しており、土佐和牛の枝肉価格についても低下傾向にあるといった影響が出てきております。

次に、学校の休業に伴う給食停止による影響につきましては、野菜は直販所や市場で販売することにより対応できておりまして、現在のところ特段の影響はありません。また、生乳につきましては、余剰分の仕向け先を加工原料用に変更するなどにより対応しているところでございます。なお、学校の臨時休業に伴う集出荷場等における作業員の人手不足も懸念をされておりましたが、現在も影響は見られておりません。

次に、2番、実施済みまたは実施中の対策についてでございます。消費喚起を図るため、国が推進します家庭や職場での花飾りや花の購入促進を図る「花いっぱいプロジェクト」や、県のホームページやSNSを活用した花卉、畜産物の消費喚起のPRに現在取り組んでおります。また、JAと連携しました取り組みといたしまして、テレビ局に花を提供し、報道番組内で県民の皆様へ消費を呼びかけるなどのPRの実施。電車の車体広告を活用した県産花卉のPR。高知駅や高知空港、県庁舎、高知市庁舎での花の展示など、消費喚起の取り組みも行っているところでございます。このほか、国においても緊急経済対策を打ち出されておきまして、県としても国の支援策の周知や活用を進めてまいりたいと考えております。また、今後も市場の動向等を注視するとともに、JA等と情報共有を密に図り、生産者の声も聞きながら、不安感を払拭してまいりたいと考えております。

次に、感染拡大を防止するための対応としまして、農業大学校におきましては、4月10日に入校式を規模縮小、時間短縮などの対策を図った上で行いましたが、4月12日に中央西福祉保健所管内で感染者が発生しましたことから、4月14日から4月24日までの間の臨時休業措置を行っております。また、高知競馬におきましては、3月1日から当面の間、無観客での開催をしているところでございます。

高知県農業協同組合中央会からの要望の内容及び対応につきましては、この後、農業政策課長から説明をさせていただきます。

以上で私からの説明を終わります。よろしくお願いいたします。

〈農業政策課〉

◎桑名委員長 次に、農業政策課について行います。

◎中山農業政策課長 農業政策課の中山でございます。引き続きまして、4月10日に高知県農業協同組合中央会からいただいた要望への対応につきまして御説明をさせていただきます。

資料の2ページ、3、高知県農業協同組合中央会からの要望の内容及び対応についてをお願いいたします。まず(1)農業者の営農継続に対する支援についてでございます。新型コロナウイルス感染拡大の長期化により、販売価格が低迷し、農家所得に影響が及ぶことから、補償金の交付や価格補填等の要望がございました。

特に消費が低迷している花卉や高級果物につきましては、JAグループ高知と連携いたしまして、テレビ局へ花を提供し、報道番組等でPRを実施するなど、機会を捉えて消費喚起に取り組んでいるところでございます。

新型コロナウイルス感染症に起因する著しい損害を受けた農業者への救済措置といたしまして、まずは国の支援策として提示されている制度資金、農林漁業セーフティネット資金を活用していただき、なおこちらで対応できない部分につきましては、JAバンク高知による貸し付けに対する利子補給を行うことを検討しております。

畜産につきましては、特に影響の大きい和牛枝肉価格の補填に関しまして、国のセーフティネットである肉用牛肥育経営安定交付金、いわゆる牛マルキンを活用することにより支援をしております。また、肥育牛の生産につきましては、国の緊急経済対策により、優良な肥育牛生産など経営体質の強化や出荷延期に伴う掛かり増し経費などを支援するメニューが打ち出されているところでございます。

次に、種苗などの生産資材費の購入経費への補助制度の創設や、補助事業を早期に活用するため、申請審査に係る事業計画等を簡易化することの要望についてでございます。種苗等の資材購入につきましては、国の緊急経済対策により、野菜、花卉、果樹、茶など高収益作物の次期作に前向きに取り組む生産者に対し、種苗等の資材購入や機械レンタル等に係る経費へ支援策が創設をされております。制度の詳細が明らかになり次第、農業者へ

の周知を行うとともに、関係機関と連携し、国の事業の活用及び申請の支援を行ってまいります。

次に、学校の臨時休業に伴う給食用の青果物、加工品のキャンセルの損害額の補償に関する要望への対応でございます。学校給食用牛乳の供給停止によりまして、生乳を加工原料へと用途を変更したことによる生乳の価格下落につきましては、国の緊急経済対策において価格差が補填されることとなっております。

次に、3ページの(2)感染拡大及び風評被害を防ぐ取り組みについてでございます。集出荷場の作業員用のマスク及び消毒液の流通に関する要望につきましては、4月7日に国において経団連及び経済同友会に対して、マスク等の安定供給について要請がされたところでございます。マスク及び消毒液の確保は全国的な課題でありますので、国に対して早期の確保につながるよう機会を捉えて要請をしております。

最後に(3)園芸用ハウス等の資材の価格の高騰を見据えた対応についてでございます。肥料や園芸用ハウスの資材、稲ワラ、天敵資材等の生産資材を確保するとともに、価格つり上げに左右されず安定的に供給されることの要望がございました。生産資材の供給は、全農等の流通の状況を確認した上で、国の緊急経済対策を活用することにより対応をしております。なお、4月16日時点では、肥料、ハウス資材等の生産資材につきましては、必要量が確保できていることを全農に確認をしております。

また、中国産稲ワラの輸入は3月中旬から再開されております。船便の運航が不定期なため、やや不足ぎみな状況ではございますが、農家は代替飼料を確保しておりまして、大きな影響は出ておりません。また、配合飼料価格につきましては大きな変動がないため、国の価格補填金の発動はございません。天敵資材につきましては、最大手の輸入会社に輸送ルートが多角化などによる天敵資材の安定確保と供給を要請しているところでございます。

以上で私からの説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎土居委員 各品目あるいは農協からの要望に対する対応について御説明いただいたんですけど、畜産なんですけど、県の場合、土佐和牛、あかうしの増頭計画というのを進めていく中で、産業振興計画にもしっかり位置づけて柱の一つとしてやってきたと。それが今回の事態ということで大変大きな影響を受けるということに大変危惧をしております。現状、出荷延期というものがなされていると思うんですけど、今、これから緊急事態宣言が全県に出されて、これからますますそういった事態が悪化していくと思うんですけど、現状、出荷延期の状況、延期の期間であるとか、量であるとか、今、それはどんな状況になっているのか、まずお聞きします。

◎谷本畜産振興課長 土佐和牛、あかうしも含めてですけども、今こういった状況に対

して出荷を延期するという事態は生じておりません。全国的に見ると、黒牛なんですけれども3割近い価格下落が見られる中で、土佐和牛につきましては1割程度。中でもあかうしについては1割に満たない程度下落でございます。ただ今後、状況が進めば、委員がおっしゃるような事態も想定できますので、ここは先ほど説明ありましたが、牛マルキンを的確に運用しながら農家の方が安心して、生産に取り組めるように経済対策、そして通常の増頭対策を続けていきたいと思っております。

◎土居委員 対策の一つで掛かり増し経費等支援ということですが、これは餌代とかということでしょうか。

◎谷本畜産振興課長 この経済的対策については掛かり増し経費ということで、詳細は知らされておられませんけれども、定額の支援が行われるというふう聞いております。なお情報収集していきたいと思っております。

◎土居委員 こういった対策の対象者ですが、ここでは肥育牛生産などということで肥育農家ということだと思っておりますが、当然、影響は繁殖農家のほうにも及んでくると思っておりますが、特に高知県の場合、あかうしの増頭、土佐和牛の増頭計画の中で、特に若い農家等に対して補助金を出して、畜産農家をふやしてきたと。繁殖農家とかもたくさんいると自分は認識しているんですけど、こういった対象は、肥育農家だけでなく繁殖農家にもしっかり及んでいくのかどうか、その辺どうなんでしょうか。

◎谷本畜産振興課長 委員おっしゃるように、説明の中では肥育農家の出荷の遅延に対して掛かり増し経費をという説明でしたけど、一方、委員おっしゃるように繁殖農家が市場に出荷できないという状況においても、別の事業なんですけれども、掛かり増し経費を支援するという策が出ております。

◎土居委員 よろしくお願いたします。あと一つですね。JAグループに提出された要望の中ですが、高知市のほうから今回の経済対策の要望の一つに収入保険制度への追加加入を要望するという項目があったんですけど、これについての実現の可能性に向けて県はできることがあるのか、その辺の認識をお願いします。

◎竹崎協同組合指導課長 収入保険は始まったばかりの制度で、なかなか制度上、保険期間、個人では1月から12月なんですけど、開始された後で加入することはできません。特例的に認めた場合、リスクに備えて既に加入している加入者の理解もちょっと得られないのではないかとこのことを危惧しております。また、この収入保険なんですけれども、このコロナウイルスの損失も該当はするんですけど、この特定の損失に対して、物とか時期に対して支払われるものではなくて、1年間のこれも含めた収入減少を補填するものとなっております。

◎西岡農業振興部長 済いません。今の現状ではなかなか難しいのではないかとこのお話も聞いてます。ただ、県のほうとしましてもいろいろ情報収集しながら、いろいろな形の

もの集めていきたいというふうに考えております。

◎岡田委員 花卉が相当厳しいというお話いろいろありました。来年の球根も買えないという話もありましたけど、あと出てるのがシシトウ、大葉、ここも影響が出てるといことなので、もう少し具体的にどういう状況になってるのかということをお教えいただきたいです。

◎松岡農産物マーケティング戦略課長 シシトウについては、通常キロ 1,500 円のところが約 2 割ぐらい 1,300 円ぐらいの価格推移で少し安くなっています。ただ、大葉については市場の日々の変動が物すごくぎくしゃくして、はっきり今のところ読み取れない状況です。ただ、県として動向については注視していきたい。ただ、農家からそういう声が出てるのは間違いないです。

◎岡田委員 わかりました。あとセーフティネットの関係で、農林漁業セーフティネット資金の活用、この活用ぐあいというか、申請とか出てますか。

◎竹崎協同組合指導課長 日本政策金融公庫に確認しましたところ、今のところ高知県は 32 件の相談が来ておりますけれども、実施しているのは 2 件だけということでございます。

◎岡田委員 それは内容的に、どういう問題でそれだけしか受けられてないんでしょうか。中身をもう少し。

◎竹崎協同組合指導課長 一応受けられるかとかそういうことでの御相談はあっているということで、まだ、実際に必要、まだどうしても必要だということまでには行ってないというようには聞いております。2 件だけが実施されたということでございます。

◎岡田委員 ここも限度額は 600 万円だとか、設備、収益の半分までとか上限もあります。それが制度が現状に見合ったものかどうかということも、いろいろ検討もしていただいて経営が成り立つように、引き続き利子も当然つきますので、そういう対応もぜひしていただきたいなというふうに思います。

◎竹崎協同組合指導課長 この資金につきましては国のほうで、枠も 1,200 万円まで伸びておりますし、無担保、無保証、それと無利子でやっておりますので、まずはこれを使っていたきたいなと思っております。

◎岡田委員 わかりました。

◎大石委員 さっき花卉のお話があったんですけれども、主に県の対応としては消費喚起に努めていくということですが、なかなか消費喚起、家庭のだけでもちょっと厳しいのかなというふうにも感じますけれども、消費喚起どれぐらいの取り組みをされてるのかということと、あわせて、今、産業振興推進部の地産地消・外商課が県内の例えば土佐市とか、厳しいものに関して、家庭向けの消費をふやそうという仕組みをいろいろ考えられているという答弁がきのうもあったんですけれども、そのあたり産業振興推進部と連携して、地消の取り組みをやるということも必要なんじゃないかと思っております。そのあたり、連

携とれてるのかどうかということが1つ目でございます。

2つ目は全然話が変わるんですけれども、高知競馬です。この間、無観客でやった黒船賞で過去最高の売り上げが出たということで、11億円近い売り上げが1日であったというのは何か暗い中でもちょっと明るいニュースなのかなと思ったんですけども、一方で無観客ということで、高知競馬で働かされてる人とか、あるいは売店、こういうところは全く多分売り上げゼロになってるんじゃないかなと思うんですけども、インターネットでそれぐらい売り上げが上がった中で、そういった皆さんに対する例えば家賃の減免とか、いろんな支援策というのはあるのかという、この2点ちょっとお伺いしたいと思います。

◎松岡農産物マーケティング戦略課長 今お話にあった花の取り組みですけれども、先ほど部長の説明にもありましたように、まず、県民の方に状況を知っていただきたいということでテレビ局に定期的に花を置いています。それで今月の末ぐらいからもう1回、再度、期間を一定長くとして、そういう取り組みもしていきたいし、それからよくよく聞いておると、世代によって情報を得るところが、違うということで、SNSとか、そういう情報拡散型の参加型の情報で、高知の花を使って消費拡大、例えば母の日なんかのカーネーションを、ほかのいわゆる高知県の花に試してみようとか、そういうふうな今、企画検討をしているところです。それからあと地産地消・外商課については、花の状況が厳しいという情報共有については話をさせてもらってますけど、先ほども言うたように今どんな手を打っていくかというのは、今現在、検討中のとこです。

◎西岡農業振興部長 高知競馬、おっしゃっていただきましたように、この前の日曜日も7億円を越す売り上げということで、去年度にも増して非常に大きいという形になっております。委員のおっしゃっていただきました質問につきましては、基本的に向こうのほうから一定、何らかの補償みたいなものやってくれないかという話はお聞きしているというふうには聞いてます。ただ、結果としてどういうふうな形で進んでいるのかまでは済いません、ちょっと現在把握しておりませんので、ただ、おっしゃっていただきましたように、関連の皆様についてやはり収入が全然ないわけですから、そこについてはしっかりと考えていかなくちゃいけないんじゃないかというふうには考えております。

◎大石委員 わかりました。ぜひお願いしたいと思います。あと働かされてる方とか騎手の体調管理といいますか、こういうものもされてると思いますけれども、より注意をいただけたらと思います。

地産地消・外商課との話なんですけど、この花に限らず、あかうしもそうです。特定の品目について特に内需を拡大しないといけないという仕組みづくり、かなり多分、地産地消・外商課も考えられてると思うんですが、それぞれ部局別に議論するんじゃなくて、一体でやっていただいたほうがいいんじゃないかと思うんですけども、そういうチームといますか、組織的にはそういう話し合いをするような仕組みは今のところできてない

ということですか。

◎西岡農業振興部長 地産地消・外商課とは従来の取り組みの中で、例えば直販流通なんかを検討するような場で会をつくって、常に情報等は共有するようにはしております。おっしゃっていただいた、このコロナウイルスの関係でつくってるわけではないんですが、日ごろから十分な情報共有はやっておりますので、その中でやっていきますし、また新たな組織というか、体制が必要ということになれば、積極的にかかわっていきたいというふうに考えております。

◎大石委員 最後にちょっと競馬で一応確認ですけれども、たしか埼玉競馬は緊急事態宣言が出ても引き続きやるということにしてたと思いますけれども、今回こういうことに高知はなりましたけれども、高知競馬は無観客では引き続きやるという方針でよろしいですか。

◎西岡農業振興部長 済いません。ちょっとそこまでは確認をしておりませんので、また、向こうと確認した上で御報告させていただきたいと思います。

◎西森委員 先日スーパーへ行ったら、結構品物が売れてるんでしょうか、ないんです。並べられてるものが全体的に何か少なく感じたところでありました。そういった地元への消費とあわせて、先ほど来お話があります花であるとか、和牛とかの販路の拡大ということですけど、私はこういうときこそ、インターネットを活用した販路の拡大ということを、大々的に進めていくということも一つの手ではないかなというふうに思います。そしてまた、ふるさと納税なんかで例えば県にふるさと納税をしていただいた方には、先ほどの花であるとかいうものを送るとかということも、考えていってもいいのではないかなというふうに思いますけど、そのあたりのお考えをお聞かせください。

◎松岡農産物マーケティング戦略課長 委員の言われたとおり、現在、家庭で食べるということで、冒頭にありましたように、主要な品目、高知県の主要な品目について価格的に影響がないということは消費がされているということです。先日、とさのさととその隣のサニーマートへ1時間ほど、現場を見に回ってきたんですけども、そのとき、非常にお客さんがおって、家で食べる食材については、物によっては午前中になくなるような状況で非常に消費がその分については伸びております。それで、あと厳しいものについてはインターネットという御意見がありましたが、例えばふるさと納税、実は、そこについては政策企画課が窓口になってるんですけども、そこと現在調整をして、実際に直接JAグループと、それからふるさと納税をやりゆう業者と、一度、商談というか、打ち合わせはしている状況で、できれば、このふるさと納税の中に今厳しい花とかというものを入れていただくような形で応援していきたいと考えてます。

◎西森委員 ぜひ進めていただきたいと思います。特に私も先日、ユリの花を東京の知り合いのところに送ったんですけど、花というのは本当に喜ばれるんです。まず、ユリです

からつぼみで送られてきて喜んでいただける。そしてまた花が後で咲いてきますから、花が咲くことによってまた喜んでいただけるという、二重に喜んでいただけるものは、そういった花なのかなというふうに思いますので、これ今検討しているということですが、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

◎土居委員 労働力のところで、外国人技能実習生についてちょっとお聞きしたいんですが、農協に聞いたところ、特に現場で何か問題が起きてるわけではないというような声も聞いたんですが、ただいろんな声を聞く中で、実際このコロナウイルスの影響で生産がとまって、仕事がない。仕事がないんだけど、作業がないんだけど、技能実習生を雇用している営農の方からしたら、毎月給料を払っていかないかんというようなところで、端的に言えば計画書どおりにいってないと、いかないというような状況が起きているというふうには聞いております。こういったところをひょっと計画書を出す先は国かもしれませんが、こういう緊急事態の現場の運用として、必要なところにシフトしてもらおうとか、経営体をまたいだような連携になるかもしれませんが、そういったところをちょっと進めていくようなことができないのか。また計画書の変更なりを迅速にスピード感を持って簡易にやれる、そういったことも国に訴えていくとか、何かしらのちょっと対応が県としてできないのか、その辺の考えをちょっとお聞きいたします。

◎青木環境農業推進課長 外国人技能実習生につきましては、委員おっしゃるように、技能実習計画というものを実習機構に提出して、その計画に基づいて技術習得の実習を行うというのが大原則になっております。今回の措置によって、特に花の農家、あるいは、シントウの農家で価格が安いので、栽培を途中でやめていかざるを得ない状況になっているので、農家をほかの足らない農家に変えることはできないかというような御相談もいただいて機構のほうに確認もしましたが、それは一応、受け入れ先農家を変更するというこの手続が事前に済めば可能ということにはなりますが、例えば青木から松岡農家が変わる場合には、もう受け入れ農家そのものが松岡に変わるので、3カ月ぐらい住んでまた青木に戻すということは、ちょっとそれはできないということを今言われております。あわせて、農協の出荷増でというお話もいただきましたけど、受け入れ農家の作業に集出荷作業というのがない場合については、農協での作業も不可能ではないんですけど、例えば花の農家のように、選花、選別、こん包まで御自分の家で完結してしまう場合については、それは農協での従事ということは難しいですよということを言われております。対応として、一時的にその作業がないなる、この1カ月、2カ月、片づけもあるので、次の作に向けて準備をするんですけど、フルに作業がないのでどうしましょうかという御相談に対しては、雇用調整助成金の対象になるということを確認しておりますので、そういった形で、何とか技能実習生を2名なら2名をずっと維持しながら、一時休業という形で雇用調整助成金の制度を活用いただけたらどうだろうかということは今、高知県中小企業団体中央会と、

そこの技能実習生をお世話している管理団体との間で農家に説明をしながら、個々に事情が違いますので、個々の相談に応じた対応をしているところでございます。

◎土居委員 わかりました。本当に未曾有の緊急事態ということですので、でき得る限り柔軟な運用、対応をしたほうがいいんじゃないかなと思いますので、またよろしく願います。

あとその件でもう1点、例えば期限が来た人、そういう人はどうするんですか。今帰りたくても帰れないというようなことも出てくるんじゃないかと。あるいは来る予定が来ない。どちらもあると思うんですけど、こういったことに対して県はどう対処されていくのでしょうか。

◎青木環境農業推進課長 まず、期間が3年なり5年なり満了して帰国する予定の方が帰国できないというのが、県内ではやはり何名かいらっしゃいます。その方は、現在同じ農家のもとで、継続雇用という形で国の制度上3カ月というのがこれまでございましたが、新型コロナウイルスの関係で6カ月まで、その期間が延長できるというふうに今なっておりますので、その期間を活用して現在県内で継続して働いていただいております。一方、来られない方というのは、現時点ではございませんけど、5月に来る予定の特定技能の方4名が日本に入国、日本が新型コロナウイルスの状態ですので、日本への入国を相手国が認めないという状況がありますし、6月に入ってくる予定の方が書類審査が現時点で相手国からストップがかかっているといった状況はお聞きしております。

◎岡田委員 農福連携の関係、影響はひょっと出てきてませんか。

◎青木環境農業推進課長 農福連携について、現在受け入れてる農家とか、農協の出荷場から、新型コロナウイルスによって影響を受けたというのは今のところお話しは聞いておりません。

◎岡田委員 あと新規就農なんかの影響なんかはどうですか。

◎藤嶋農業担い手支援課長 農業担い手支援課長の藤嶋でございます。

現時点で、現場から話は聞いてないんですが、担い手育成センターについては、現時点では通常どおり研修をしている最中でございます。ただ、東京、大阪で開催する就農相談会とか、都会で学ぶ入門講座こうちアグリスクールというのがあるんですが、そちらについては、今のところ延期をしている最中でございます。

◎岡田委員 わかりました。ありがとうございます。

◎依光委員 中央会からお聞きしたときに、新型コロナウイルスの影響で需要が減ってきて価格が低迷した部分には、計画出荷みたいなことをせんといかんと。ただ、お聞きしていると、スーパーとかでは売れてるということですし、他産地が結構、去年の災害とかで影響があつて、高知は意外と健闘してるみたいな話を聞きました。花に関してはやっぱりコロナウイルスが続くとイベントとかの自粛とかで大変やとは思いますが、そのときに市場

の需要予測というのを県とも連携しながら、農家に植えつけをどうしていくかとかということもやっていきたいということで、中央会のほうからは、県の取り組みにも期待しているようなお話もあったんですけども、需要予測がなかなか難しいところですけど、そこら辺はどんな情報収集というか、AIとかを使うという話も聞きますけどいかがですか。

◎西岡農業振興部長 需要予測というよりは、県でI o Pの関係でやってるのが、出荷予測、生産のやり方を例えば時期をずらすとか、値のいいときに何か出荷できるような格好に最終的にはしていきたいというところですので、なかなか需要のほうを予測しながらというのがちょっと難しい状況かなというふうには考えております。

◎依光委員 2年前にも大体そんなことを聞いて、なかなか難しいということやったんですけど、ある意味計画的に多分、花とかは、すごい攻めていくのか、それとも結構、球根とかも買ってからの準備がかかるということなので、そこら辺を次の作のときにどうしていくか。収入保険制度みたいなものでサポートできるのかどうかもちょっとわからんですけど、そこら辺についてのコロナウイルスも見据えながら、花に関して、高知の産地を守っていくためにどういうふうなことを考えられてるか、そこはいかがですか。

◎西岡農業振興部長 やはり国のほうで現在やっております、消費喚起の事業と、もう一つは、やはり次作への意欲を失わせないための次作を準備するための補填。補填というか、一定定額の補給であったりとかいう部分も、今現在、国から出ているところがございます。そういうものをしっかりと活用しながら、さらに必要であれば、県の対策もいろいろ考えながら、そういう実際の消費喚起の部分と、実際の生産に係る対策の部分は考えていきたいというふうに思います。

◎依光委員 花に関しては、高知県もいろいろと努力をされた農家ですので、何らかの形で影響が続くようであれば、やっぱり一定絞って、我慢の時期にしたらいいと思うし、そこら辺の判断がコロナウイルスの影響がどういう形で進んでいくかのところもわからんですけど、そこも見据えて情報共有をしていただければと思います。

以上です。

◎桑名委員長 逆にあわせて松岡課長、感覚でいいんですけども、市場の雰囲気、今の現状とこれがどう続くのかと、多分、肌感覚のものだと思うんですけど、これが続いたとき大阪とか東京の市場がどんな雰囲気なのかちょっと肌感覚でいいんですけども、教えていただければ。

◎松岡農産物マーケティング戦略課長 花の単価については、実は3月のお彼岸には一定価格が戻ってます。ただその後4月に入り次第、急激に単価が下がってまして、現在、平年、去年、おととの単価と比べると、大体、5割から6割の単価になってます。物によっては、球根代にならないような品目も出てますんで非常に危機的な大変な状況かなという認識はしてます。一方、花の需要というのがどういう仕組みで出ようかというのちょっ

と話を聞いてみると、飲食店でかなり消費がされてます。その関係で、飲食店がこのコロナウイルスの関係で閉めてます。そうすると花屋が閉まってるんです。花屋と飲食店が連鎖的に閉まって、需要がいわゆる家庭で消費する部分がメインになってきとるんで、今後ともこのコロナウイルスが続く限りは、この花には影響が出てくると。高知の花の大きな山は大体5月末ぐらいと言われてますんで、この5月末までが花農家、非常に大変な状況かなと予想してます。

◎桑名委員長 ほかに野菜とかいうようなものは。

◎松岡農産物マーケティング戦略課長 野菜については、実はこれは気象条件にもよって消費が変わってくるのと、高知県の主要品目、例えばピーマンとか、キュウリとか、ナスビというのが実はスーパー、量販店、店頭で並べる分が非常に多くて、ここについては消費の動向については心配しておりません。ただ、先ほどいうシシトウとか大葉とか、いわゆる業務用に使われるものについては、お店が閉まっている限りは消費の減退というものが予想されております。

◎土居委員 全ての品目に通じることで、先ほど来ちょっと質問も出てることなんですけど。とにかく外商がなかなか厳しいので、とにかく内需の拡大、刺激で何とか対応していかないかということ、県のホームページとかSNSを活用した消費喚起ということをやっておられるということでお示しいただいたんですけど、当然それと同時に、県内の事業所での取り扱いをいかにふやしていくかということは何とか取り組んでいただきたいと思えます。飲食らはちょっと閉まって大変なんですけど、この畜産のところでも、売れ行きの堅調な量販店というところで、量販店などはまだまだ地域の方が来て買っていくと。品物不足も、先ほど西森委員から、そういう傾向も見られるということがあったんですけど、ただ自分が量販店行ったら例えばお肉とかは外国産がまだまだたくさん出てるんです。だからこういったことをいかに国産、県産のものにシフトしていってもらいたいところを、県の商工労働部なり産業振興推進部なりほかの部局と力を合わせて、何とか訴えて扱っていただくと、そういった努力が必要なんじゃないかと思うんですけど、その点について農業振興部はどう考えてます。

◎松岡農産物マーケティング戦略課長 まさしく先ほど言った中でいうと、いわゆる家庭需要、それで県産を特に県民が挙げて需要喚起というのが、やっぱり今の生産者を支える一つの大きな選択肢になると思ってます。今言われたように、事業所、実は高知県、いわゆる包括協定を結んで一緒に頑張りましょうという企業が例えば銀行を初めあります。ここなんかちょっとお話をこれからして、協力していただけたところについては、例えば店頭にお花を飾ってもらって、それも高知のお花だというPRをしながら見てもらって、自分の家にも飾っていただきたいと。そういうふうな取り組みをしていきたい。それからお肉については、確かにこれまだちょっと課内では協議をしている状況なんですけども、

お肉屋、特にこれも量販店の中で御理解のあるところがありますんで、そこにはお話をし
ていって、できるだけ県内消費の拡大に努めていただくということをお願いしていこうと
考えております。

◎土居委員 あとシシトウとか大葉の昼食用の品目が大変厳しい状況になっているという
ことですが、これは例えば同じ加工でも冷凍とか、そういった方向に回せるという道が
ないのかと。今例えばハウレンソウであるとか、ブロッコリーであるとか、普通に冷凍で
並んでますよね。ああいった方向に一つ活路といいますか、そういうことを見出すことが
できないのか、その辺はどう認識されてますか。

◎松岡農産物マーケティング戦略課長 濟いません。冷凍については検討をちょっとして
ないんですけども、例えば今シシトウの話があったんですけども、業務用が今1パック
100グラムパックなんですけども、これをJAのほうで50グラム、いわゆる家庭で使える
ような少量にして、家庭用が使えるような包装形態に変えてとか、そういう形で一定、価
格を維持していこうと、そういうふうな取り組みが現在起こっております。

◎岡田委員 あともう1点、観光農園。この影響も大きいと思うんですけども、かなりキ
ャンセル、かなりバスでたくさん来てますけども、何か影響はどうでしょうか。掌握され
てますか。

◎桑名委員長 観光農園って西島園芸団地とか、ああいう施設、設備。それは答えられる
人おったらやけど。そしたら、イノベーションですか。

◎千光士農業イノベーション推進課 濟いません。去年までマーケティングで、西島園芸
団地、その状況3月の時点でお聞きはしました。その時点では確かに観光客が全てキ
ャンセルになって、観光としての収入がほぼゼロというお話を聞いております。それで結局、
今も市場出しで勝負しているというお話を聞いておるところでございます。

◎桑名委員長 あと、私から、さっき野菜の値の今後というのを聞いたんですが、米は今
年産はどんな感じで予測というか、作況にもよるんでしょうが、どんなふうに見込んでます。

◎青木環境農業推進課長 政策的に面積が減る部分については、これは減らざるを得ない
んですけど、それ以外は作付面積が大きく減ることはないと考えております。需要につい
ても、JAに確認しましたところ、かえってふえていると。一部、JA高知市については、
学校給食へ出す部分がないなってるので、その分の影響は多少あるんだけど、県内での家
庭消費の部分でお米は特に県内産は引き合いが高まっているので、大きく下落するような
状況にはないと、堅調だというふうに聞いております。

◎坂本委員 一つは、これ報告はなかったと思うんですけども、農業大学校は4月24日ま
で臨時休業という報告があったんですけども、この緊急事態宣言でひょっとこれを延期す
るとかということはあるんですか。

◎藤嶋農業担い手支援課長 既に教育委員会のほうで、県立学校の休校措置の延長につい

て、方針が出されたという報道もされてますが、その動きを受けて農業大学校のほうも休校措置の延長について今検討しているところでございます。

◎坂本委員 まだ結論は出てないけども、多分、延期の方向でということになる。

◎藤嶋農業担い手支援課長 はい、そうです。

◎坂本委員 それともう一つさっきから出てます畜産の関係で、生産者のところはこういう状況になってるんでしょうけど、その間で言うたら卸をしている精肉店とか、そういったところがここにあるように、いわゆる高級和牛というか、ホテルとか、そういうところへ仕入れをしようと。あと高級とまでいかななくても飲食店なんかへも出しようと。ところが、それだけをしているところが相当しんどくなって、いわゆる小売を持ってる精肉店なんかは小売の部分で結構店頭を持ってたら、さっきの量販店なんかでも売れてるのと同じように、結構やっぱり売れてるらしいですが、そこが小売店舗を持ってないところが、たださっき言うたような卸をしようだけのところが大分苦境になってるというふうなお話も聞くんですけどそういったところは、ひょっとそちらのほうで注視しているとかいうようなことはないでしょうか。

◎谷本畜産振興課長 食肉卸のお話でしたけれども、県内の業者だけを見れば、やはり店舗を持っている方がほとんどでございまして、特にあかうしなんかは外商中心ということなんですけども、非常事態宣言の関係でちょっと外商のほうが細っているので、店舗販売だとか、先ほどの説明の中でもありましたけれども、量販店事業が非常に伸びてますので、そういったところに納めているといった状況です。

◎桑名委員長 それでは質疑を終わります。

以上で農業振興部を終わります。

《林業振興・環境部》

◎桑名委員長 次に、林業振興・環境部について行います。

最初に林業振興・環境部長からの総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、林業環境政策課長の説明の後にあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎川村林業振興・環境部長 林業振興・環境部の川村でございます。木材産業等への影響につきまして、総括的に御説明をさせていただきます。

初めに、林業・木材加工業者等への影響につきまして、各団体、個別企業への聞き取り調査を行っております。その内容につきまして御報告いたします。まず、木材の需給動向につきまして、全国、県内ともに、原木価格は下落傾向にございまして、今後さらなる需要減による価格低下が懸念されるところでございます。川上の林業分野におきましては、現段階では量的には原木生産への顕著な影響は出ておりませんが、一部の製材工場では、原木の受け入れを抑制し始めているなど、林業事業体への影響があらわれ始めている状況でございます。また、川中の木材加工の分野におきましては、建築用材の受注が2割から

3割減ったという製材事業者も一部ございまして、出荷量、受注量の減少や価格の低下など、何らかの影響が出ている木材加工業者等が6割ほどとなっております。

今後の見通しにつきましても、製材品の需要先となる住宅分野の先行きが不透明なことから、さらに厳しくなるとの声も多くいただいております。県といたしましては、林業・木材産業分野への新型コロナウイルス感染症による影響につきましても、直接的なものよりも時間差を置いて間接的な影響が大きくなるものと認識しております。

住宅業界におきましては、3月ごろから感染予防のため、住宅展示場への来場者が落ち込んでいることに加えまして、大手住宅メーカーでは新規顧客への営業を自粛しているとの報道もございまして、このような状況が続きますと、今後数カ月先の住宅建築用の木材需要は極めて不透明な状況になると認識してございまして、また、今後景気全体が大きく落ち込むとの予測もございまして、林業・木材産業にとって、その影響が大きくなるのではないかと認識しております。

これまで県としての対応といたしましては、国や県の制度融資など、資金繰りの支援策を周知徹底するなどの対応をしてきているところです。引き続き関係団体や事業者との情報共有に努めながら、その影響を見定めて生産調整や在庫調整に係る事業者の負担軽減策など、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

また、今後の収束後を見据えて、国に対しましてさらなる木材需要拡大策を要望していくことも検討してまいりたいと考えております。

現状につきましても詳細や当部の対応状況、関係団体からの要望等につきましては、林業環境政策課長から御説明させていただきます。よろしくお願いたします。

〈林業環境政策課〉

◎桑名委員長 それでは次に、林業環境政策課について行います。

◎三浦林業環境政策課長 それでは、林業振興・環境部関連の影響と対策につきまして内容の御説明をさせていただきます。

当部の資料、青のインデックスの林業振興・環境部の1ページ目をお開きくださいますようお願いいたします。まず、1の林業・木材加工事業者等への影響でございまして、まず原木の需給動向でございまして、全国の原木の市況の表にございまして3月は杉1立方メートル当たり1万2,800円。ヒノキは1万7,800円で、対前年比では、杉が97.7%。ヒノキが96.2%。対前年度同月比といたしましては、杉が93.4%。ヒノキが95.7%となっております。

直近の状況といたしまして、その下の表にございまして森林組合連合会高幡共販所での4月の原木の価格でございまして、杉につきましては1万3,000円。ヒノキが1万6,500円となっております。対2月比としまして、杉が92.9%、ヒノキが94.3%。前年度同月比といたしまして、杉が92.9%、ヒノキが94.3%となっております。4月は2月と比べまし

て6%から7%程度下落をしております。前年同月比でも同様の下落幅となっております。材価への影響が出始めているということで考えてございます。

また、物流の停滞などの影響から、こん包材やパレットの需要が減少しております。主に須崎地区で製造されておりますこん包用の製材品の出荷が減少しているとお聞きしております。

次に林業事業者への影響でございます。3月中につきましては、原木の生産量への顕著な影響は出ておりませんが、一部の製材工場などでは原木の受け入れ制限が始まっており、価格も下がるなど、今後の需要の減と価格の低下の兆しがあらわれ始めております。

次のページをお願いいたします。当部では高知県森林組合連合会や県内23の森林組合、また52の素材生産事業者へ聞き取り調査を行いまして、回答のありました結果をこちらの表で整理をしております。現時点で影響がありますと回答いただいたものが4森林組合、22の素材生産事業者の計26事業者となっております。全体の43%を占めております。また、今後影響が出てくるとの回答がございましたのが、既に影響がありとを含めまして18の森林組合、27の素材生産事業者の計45の事業者で、全体の75%を占める結果となっております。

聞き取り調査の中でいただきました具体的な内容といたしましては、森林組合連合会様からは、共販所では4月初め時点では通常どおりの出荷量である。出荷先から取引価格の見直しを3カ月単位から1カ月単位にしたいと申し出があったとのお声を聞いております。森林組合、素材生産事業者からは、雇用の維持のために原木生産を伴う皆伐、搬出間伐から、再造林や保育間伐、作業道整備へのシフトを検討している。長期化した場合の事業継続への影響が不安といったお声をいただいております。

次に木材加工事業者等への影響につきまして、現時点におきましては、建築用材の受注が2割から3割程度減った製材事業者が一部ございまして、受注量の減少や価格低下など、何らかの影響が出ている木材加工事業者等が6割に上っております。聞き取りで得られました主な回答といたしまして、3月から受注や出荷の影響が出始めており、製品の在庫が徐々に増加している。今後の見通しはわからないが、市況に合わせて売れるものを生産していくしかない。次のページをお願いいたします。原木価格が下がり過ぎると山から材が出てこなくなる懸念があるといったお声を伺っております。

また、関係団体からの要望といたしまして、森林組合連合会様から需要の縮小による共販所における原木在庫量の増加に対応するために、一時的な原木のストックヤードの確保と運送等に必要な掛かり増しの経費への支援。森林組合連合会、素材生産業協同組合連合会、木材協会様からは、住宅・非住宅など、あらゆる分野での木材需要の拡大対策の検討と早急な実行をお願いしたいとの御要望をいただいております。

こういった影響への対応でございますが、国では、第1弾及び第2弾と記載してござい

す融資制度を用意しております。当部といたしましては、事業者の皆様に対しましてこれらの制度を文書及び電話において周知を徹底をしております。また国の第3弾としまして、補正予算として、在庫が著しく増加しております輸出用の原木について、一時保管に要する経費の支援や公共施設等の木造化・木質化のプロモーションを支援することが既に発表されてございます。

4ページをお願いいたします。(3)の記載にございますように、今後の対応につきまして、県といたしましては継続して事業者の皆様に対し国や県の緊急対策による融資や支援策など、最新の情報を周知してまいります。また、林業・木材産業への今後の影響を見定め、事業者の負担軽減策など、必要に応じてさらなる支援策の検討を総務部と進めております。また、国に対しましても、収束後を見据えまして、さらなる木材需要拡大策の要望活動を検討してまいります。

次に、3のその他といたしまして、県民生活や事業活動を支えます廃棄物等の処理に関しまして、関連団体への注意喚起に記載しておりますとおり、感染性廃棄物処理に係る環境省通知、廃棄物処理業務を安定的に継続実施するための事業継続計画作成の検討等について周知いたしましたほか、廃棄物処理事業に必要な个人防护具等の確保や、当部発注工事におけます新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応、工事及び業務の一時中止措置等などについて、関係団体、受注事業者へ周知を行っております。

次に(2)県有施設の閉鎖、イベントの中止でございます。イベントの中止状況でございますけれども、資料では、林業大学校では、あす予定をしておりました入校式を中止いたしますとともに、4月24日まで授業を中止し、自宅での自己学習とするほか、短期課程の一部講座を中止。また、牧野植物園など5つの施設を4月26日まで閉鎖と記載してございますが、昨日発表されました国の緊急事態宣言を受けまして、県有施設につきましては5月の6日まで閉鎖を継続することが先ほど決定いたしましたので、この場を借りて御報告をさせていただきます。

最後に(3)でございます。特に牧野植物園につきましては、観光の拠点施設としまして、収束後を見据え、県外から多くのお客様にお越しいただきますよう、イベントの充実などの対策を講じるべく、現在観光振興部と協議を進めております。

説明は、以上でございます。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎西森委員 これからコロナウイルスの収束を願うところでありますけれども、まだまだふえる可能性も当然大きいわけであります。そうした中で、感染者に関してですけれども、今後、民間施設を利用した、そういった感染者を民間施設に受け入れるというようなことも検討がされているということでもありますけれども、そうした中であって、感染者が身につけていた衣類だとか、そういうものの処理というのはどういう形になっているのかいうのを

ちょっとお聞きできればと思います。

◎杉本環境対策課長 環境対策課、杉本です。

感染性廃棄物の処理につきましては、感染性廃棄物の許可を受けた業者が基本的には民間の処分場のほうに、焼却処理施設のほうに搬入しまして、そこで焼却した後、その燃えかすといいますか、灰をエコサイクルセンターなどに搬入すると。そうした処理になっております。

◎西森委員 そういう中で、やはり安全性というか、そういうものをしっかりと確保していただきたいと思いますし、また実際にそういうものを出すことに対する周知徹底というか、そのあたりも当然県のほうとしてはやっていたいておるかと思えますけども、いかがでしょう。

◎杉本環境対策課長 今般の新型コロナウイルスの感染症に関しましては、環境省のほうで従前からの廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル、これは平成 30 年 3 月策定をしております。それに基づく適切な処理とそれともう 1 点、廃棄物処理における新型インフルエンザ対策のガイドラインというものを平成 21 年 3 月に策定をしております、それに準拠した対応をすれば、ほかに感染拡大するおそれは少ないということですので、こういったガイドライン、マニュアル等に基づく処理について、市町村でございませつか関係団体のほうに周知をしております。

◎西森委員 あと、廃棄物処理業者から聞いた声なんですけど、やはりマスク、消毒液が非常に不足しているという状況があるという声を聞くわけですけども、例えば福祉関連の施設等であれば、地域福祉部なんかはそのマスクを県として確保して、そういった施設に配布するというのをやっておるわけですけども、廃棄物処理業者に対して県がマスク、消毒液を確保して、そういった事業所に優先的に回すという、そういったことは行っているんでしょうか。

◎杉本環境対策課長 今般、県の産業廃棄物協会のほうにちょっとお困り事ないでしょうかということでお尋ねをしたところ、業者の中の一部ではございますけれども、マスクの手持ちが少なくなっているというお話がございまして、産業廃棄物協会のほうでは日本産業廃棄物処理振興センターという全国組織ございますけれども、こういったところでそういった声を集約をいたしまして、環境省のほうに要望してございまして、環境省のほうは経済産業省を通じて中国からマスクを輸入もできますよというお話をいただいておりますので、そういった部分で一定対応していつてるのかなというところがございまして、また環境省としては国内の事業者の御紹介というものもいただいております。また、県としましては昨日ですけども、全国知事会のほうから、ちょっと全国的にそうしたマスクの配布について集約をして、一定量購入をしてというお話もいただいておりますので、そういった部分も検討してまいりたいと思います。

それと、前段の話のように、健康政策部なりとそういったお話も重ねてさせていただいてます。なかなか現時点では、やっぱり医療関係者のほうが優先されるということで、私どものほうにというのは、今のところまだそういう前向きなお返事はいただいております。

◎西森委員 わかりました。大変困ってる事業所もあるということを知っておりますので、県としてもしっかりとした対応をよろしくお願ひしたいと思います。

◎依光委員 3ページの関係団体からの要望の部分の、森林組合連合会のほうから需要が減るということで、一時的な原木ストックヤードの確保というところがあります。これについては新たに場所から探すのか、それとも今あるところで使用料を払わんといかんのか。下にも輸出用原木についても一時保管に関するところがありますけど、ここら辺はもう既に土地があるのかどうか、そこはいかがですか。

◎谷脇木材増産推進課長 スtockヤードにつきましては、現在、森林組合連合会様、この要望だけではなくて、具体的な土地の状況につきましてもお伺いしているところでございます。基本的には、今ある土地は精いっぱい使っていただいて、それ以上にあぶれてくるものをいかに一時的にストックするかというふうに考えておりますので、できるだけ新たな土地の部分があればということで、今、協議をしているところです。

◎依光委員 山の切り出しているところで、いろいろな作業体によっていろんな山を切っているところですけど、ストックヤードというのは、一定、地域地域にあったほうがいいんじゃないかと個人的に思っていて、それとある意味、造成して管理するには多少お金はかかるんですけど、今ちょうど災害対策の関係で川のしゅんせつの、言うたら土をどんどん掘り出していくと。それを使ってストックヤードをつくれんかみたいなことを建設業者と、運ぶの距離が長いと結構大変で、近場でストックヤードをつくりながら残土処理にも使っていこうみたいな話もあったので、こういうところで、需要が回復すれば当然出ていくところですけど、長期化して場所も構えていかんということであれば、また土木部のほうとも議論して市町村とも連携しながら、何かそういう場所も確保していただきたいと思っておりますので、要請をしておきます。

◎明神副委員長 4ページの(3)で、今後の対応に書かれてますけども、林業・木材産業の今後の影響を見定めて、事業者の負担軽減策や木材需要拡大策など必要に応じてさらなる支援策を検討と書いてますけども、例えばこの負担軽減策、これは融資ということか、また木材需要拡大はどのようなことを考えておられるのか教えていただきたいと思っております。

◎川村林業振興・環境部長 負担軽減策につきましては、今申し上げた一時保管の生産調整に係るような、掛かり増しの負担の軽減といったことを検討しているところでございます。

また、融資につきましては、国の融資制度、あと商工労働部のほうで構えていただい

る融資制度、こういったものをしっかりと連携して、林業・木材産業の事業者にも周知をして活用を働きかけるということを考えております。

木材需要拡大策につきましては、国のほうが示しております公共施設の木造化・木質化のプロモーションという項目で需要拡大策が打ち出しはされてるんですが、問い合わせをしたところ、まだ詳細が決まっていないということで、ただ、県の予算措置をしなくても活用できるような形での、中央団体を經由したような形での対策を考えているということでしたので、そういった国の施策を最大限活用するとともに、必要に応じて、県としても何らかの木材需要の拡大策、具体的に検討してまいりたいというふうに考えております。

◎明神副委員長 負担軽減策、これ融資なのか、それとも補助とか、そういった形で。

◎川村林業振興・環境部長 先ほどの一時保管につきましては補助という形で考えております。あとは場所を構える経費については補助で考えておりますけれども、その保管中の資金繰りについては融資でという形で対応していただくというふうに考えております。両方ということで御理解いただければというふうに思います。

◎明神副委員長 よろしく申し上げます。

◎大石委員 1点お伺いしたいんですけど、需給の動向のところでは原木の市況について伺ったんですけども、いわゆるコロナウイルス倒産というので、最近、輸入材を扱ってるような製材の企業が倒産したとかと報道で見たんですけども、輸入がかなり停滞してるということで、輸入材の入りか厳しいという中で、今後の国産材がそういう意味では需要が、全体の住宅はひよっとしたら減るかもしれませんが、国産材自体を使用するということについてはちょっとふえる可能性もあるのかなというふうな気もするんですけども、そのあたりの動向といいますか、高知県内の状況とかがわかれば教えていただければと思います。

◎川村林業振興・環境部長 高知県で外国産の丸太を輸入しているのは、主にニュージーランド産のラジアータパインという、こん包用に使う丸太が中心なんですけど、こちらの工場が国産材にシフトするには恐らく機械設備等の更新等も伴うということから、なかなかすぐに転換できるというものではございません。ただ、ニュージーランドのほうも今伐採の作業がコロナウイルスの関係でとまっているという情報もございますので、その調達については須崎の外材を扱っている製材工場は非常に心配はしているということでお聞きしております。そういったところにつきましては、資金繰り等の支援についてお知らせをして、もう既に相談等は動かれているというふうに聞いております。

◎岡田委員 こういう状況の中で森林組合だとか、経営のあり方というか、方向性というか、いろいろ悩まれているか検討されていると思うんですけども、皆伐からもっと粗い間伐だとか、あるいは作業道にシフトするだとか、いろいろあると思いますけれども、そう

した点についての県の手助けとか支援とかということは検討されてるんでしょうか。

◎川村林業振興・環境部長 当然、新しい事業地、皆伐あるいは搬出間伐にかわる事業、搬出を伴わない事業に展開するためには事業地の確保が必要になってまいりますので、県営林でのそういった事業の追加のほうを今検討しているところでございます。また今後、市町村のほうにもそういった事業の追加の検討を要請していくことも検討してまいりたいと思っております。

◎桑名委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、林業振興・環境部を終わります。

《水産振興部》

◎桑名委員長 次に、水産振興部について行います。

最初に水産振興部長からの総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、水産政策課長の説明の後にあわせて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

◎田中水産振興部長 水産振興部でございます。

当部からは、新型コロナウイルス感染症によります水産業分野への影響などについて御説明をさせていただきます。青いインデックス水産振興部とあります説明資料の1ページをお願いいたします。県内の流通加工事業者や漁業者、漁業協同組合から影響について聞き取り調査を行いました結果をまとめておりますので、その概要を御説明させていただきます。

まず1の現状の(1)から(3)までが流通加工事業者への影響でございます。まず、国内の取引の状況でございますが、国などによる外出自粛要請によりまして、外食需要が落ち込んでおりまして、特に歓送迎会などの宴会需要が多い時期と重なりましたことから、飲食店などとの取引をしている事業者の多くは売り上げが大きく減少しております。一方で、量販店向けの取引につきましては余り影響は見られておりません。

また、水産物の輸出につきましては、中国で一部取引が再開されていますものの、米国、シンガポール向けの輸出は停止しているという厳しい状況でございます。

(4)が産地の状況、漁業者、漁業協同組合への影響でございます。こちらも量販店向けの魚は影響が余り見られない一方で、外食需要の落ち込みによりまして、飲食店向けの魚について単価の下落や出荷量の減少といった影響が出ております。また、カツオにつきましては、今後、盛漁期を迎えますことから、養殖のブリ、クロマグロの輸出につきましては、今後、本格的な出荷時期を迎えますことから、しっかりと影響を見きわめる必要があると考えております。

2ページに実施済み、実施中の対策。実施予定、検討中の対策をそれぞれまとめております。水産振興部としましては、感染拡大による影響を受けました漁業者や流通加工事業者の経営の維持安定に向けまして、融資制度の周知などに努めておりますが、今後も国や

関係機関と連携を密にしまして、影響の緩和や感染症収束後の速やかな回復に向けまして、状況の変化に対応しながら柔軟な対策を講じてまいりたいと考えております。

詳細につきましてはこの後、水産政策課長から御説明をさせていただきます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いをいたします。

〈水産政策課〉

◎桑名委員長 次に、水産政策課について行います。

◎津野水産政策課長 水産政策課でございます。新型コロナウイルス感染症によります本県水産業への影響等につきまして、引き続き同じ資料に基づきまして御説明させていただきます。

まず1の現状でございます。ここに記載しております(1)から(3)までは、本県産水産物の流通加工にかかわる27の事業者に取り組みを行いまして、その主な内容を取りまとめたものでございます。特に影響が大きい事業者は、現在、外出の自粛やイベントの中止等によりまして、外食需要が落ち込んでいる状況にありますことから、(1)の飲食・宿泊施設との取引を主体とする事業者ということになっております。これらの事業者からは、歓送迎会や花見など、需要期に重なったことが大きく影響しているということですか、前年同期よりも5割から7割売り上げが減少しているといった声があり、資金繰り支援のための融資制度、あるいは従業員の雇用を維持するための雇用調整助成金を活用、あるいは活用予定といった話も伺っております。

(2)の量販店・給食向け等との取引につきましては、量販店向けでは大きな影響がないとの声が多くありました一方で、学校給食向けの取引では休校措置による影響を受けているということはありません。

次に(3)水産物の輸出では、本県産水産物の大口輸出先であります中国につきましては、春節以降とまっており、3月上旬からは一部再開したところがございますが、新型コロナウイルス感染症発生前の週4回から週1回の出荷に減少しております。また、米国向けでは、外出禁止に伴いまして、飲食店からの発注がなくなったこと。シンガポール向けでは、航空便の運航状況が不安定であることから、輸出がとまっているという状況になっております。

次に(4)では、産地におけます影響につきまして、漁業者や漁業協同組合等から聞き取りしました主な内容を取りまとめております。まず、釣り漁業などの漁船漁業では、先ほど申し上げましたとおり、外食需要の低下などによりまして、飲食・宿泊施設向けに出荷しておりますキンメダイ、イセエビなど単価の高い魚種におきまして影響が大きくなっております。同じく飲食店向けに出荷されております高度な鮮度保持技術であります神経締めを施した魚や、高知ならではの魚を詰め合わせました鮮魚ボックスといった付加価値の高い商品の販売において、注文の減少に伴い出荷量も減少しております。一方、量販店

向けに出荷されておりますアジ、サバといった比較的単価の安い魚につきましては、現在のところ影響は小さいとのことです。

また、本県にとって重要な魚種でありますカツオにつきましては、県内に水揚げされておりますものは、今のところ本格的なシーズン前で水揚げ量が少なく、県内の量販、小売店向けを主体に出荷されておりました影響は小さいとのことです。しかし、今後、上りカツオの水揚げが本格化しまして、水揚げ量も増加した場合に、外食需要の減少による影響ということが懸念されております。

次に、養殖では、マダイ、カンパチ、クロマグロにつきましては、県内外の飲食店に向けた出荷が減少しております。また、ブリやクロマグロにつきましては、県内では今後、本格的な出荷シーズンを迎えますが、先ほど申し上げました輸出の減少に伴いまして、これらの魚種の輸出向けの在庫が国内に出回るようになった場合に、市場が供給過多になるといったことが懸念されております。

一方、漁業現場での操業におきましては、宿毛湾で操業しております中型まき網漁業や、一部の近海カツオ一本釣り漁業におきまして、外国人実習生が入国できない、あるいは入国できない状況が懸念されるということがありますことから、少ない人数での操業を要する状況となっております。

こうした状況を踏まえまして水産振興部としましては、2の実施済み、または実施中の対策にありますように、これまで感染拡大による影響を受けました漁業者や流通加工事業者の皆様、当面の課題であります資金繰りなどが図られますよう、活用できる制度資金、雇用調整助成金などの情報を周知しますとともに、関係金融機関に対しましては、資金の円滑な融通や既往の債務の返済猶予等について協力を依頼しております。

また、県の漁業災害対策資金では、感染拡大の影響を受けた漁業者につきましては、本資金の対象となりますよう要綱の改正をいたしました。

次に、3の実施予定または検討中の対策につきまして御説明いたします。まず(1)収束を待たずに取り組むことといたしましては、国の令和2年度補正予算におけます、事業継続を支援するための持続化給付金や漁業収入の安定化に向けた積立ぶらすの拡充、また入国規制による外国人材の不足に対応する労働力確保への支援、需要喚起に向けたG o T o キャンペーンなど、県内の漁業者や流通加工事業者の皆様が活用できる対策につきまして、迅速に情報収集を行いまして周知を徹底してまいりたいというふうに考えております。

また、引き続き県内水産業への影響につきまして、漁業関係者や流通加工事業者等、皆様から情報収集を行いまして、その状況や国で講じていただく対策を踏まえまして、必要な対策を検討してまいります。

さらにこうした状況の中でも、本県産水産物を購入していただけますよう、県内の量販店と連携しまして、消費者の皆様にご購入を促すプロモーションの実施を検討しております。

具体的には家庭で少しでも本県産水産物の消費をふやしていただけますよう、ホームページ、SNS、情報誌、チラシ等を活用しまして、調理方法等を広く県民の皆様を紹介する取り組みを検討しているところです。

そして、次の（２）収束後に取り組むことといたしましては、影響が深刻な飲食店等での消費を喚起しますため、県内、県外の飲食店等と連携しまして、本県水産物を使ったメニューを提供するフェアの開催を検討しております。

また、国外向けの取り組みでは、これまで構築してまいりました中国、シンガポールでの現地商社とのネットワークが新型コロナウイルス感染症の影響で途切れませんよう、これらの商社と連携して、現地の飲食店でのフェア等の開催を検討しております。

こうした取り組みを進めますとともに、今後より一層、国や関係機関との緊密な連携を図りまして、関係者の皆様の御意見も伺いながら、本県水産物が受けるダメージを最小限に食いとめますとともに、収束後の速やかな回復に向けまして、状況の変化にも対応しながら柔軟な対応を講じてまいります。

新型コロナウイルス感染症によります本県水産業への影響等についての説明は、以上でございます。

◎桑名委員長 それでは、質疑を行います。

◎西森委員 先日、JAの関係者から聞きましたら、農産物からはウイルスは感染しないという話を聞いたんですけども。水産物からはいかがでしょう。

◎津野水産政策課長 農林水産省のパンフレットとかガイドラインによりますと、やはり水産物そのもの自体からはウイルス等の感染は認められてないというふうに記載されておりますので、そういうふうに考えております。

◎西森委員 感染しないといっても、例えば作業してる中で、漁協であるとか流通、また水産物加工業者とかが仕事をする中で感染者が出た場合に、やっぱり心配されるのは風評被害ということが心配されるわけでありましてけども、そういった感染を出さないための取り組みというのが大事になってくるわけでありましてけども、先ほど申し上げた事業所、漁協も含めてどういった取り組みをされているのか。またマスクであるとか、そういった用品というのが不足してるだとかそういった声があるのかどうかとか、お聞かせいただければなど。

◎戸田水産流通課長 先日、地域地域の産地での市場というのは漁協が開設しており、出た場合の対応をどうするかというような問い合わせがございましたので、まずは予防という部分で県の取り組みを参考に、例えば基本的なことという3密というようなことをまず周知をさせていただいて、それから、もし市場でそういったことが出た場合には、出た市場が一時的に機能しなくなることも想定されますので、別の市場で入札をするとか、そういったことも検討を市場のほうでされておりますので、そこら辺に対して相談対応とい

うようなことをさせていただいております。個別の企業に対しては、現時点でそういった周知をこちらからしているということはございませんけれども、もし相談ございましたら、そういったところも参考にさせていただけるように、こちらから情報提供したいと思います。

◎田中水産振興部長 補足させていただきますと、先ほど申し上げましたように融資制度などにつきまして、漁協でありますとか水産加工事業者に周知を図っております。図るときにあわせてふだんの予防、手洗い、せきエチケット、それから3密を避けるとか、そういうことの徹底についてもお願いをしているところでございます。

◎西森委員 一つ、マスクが不足しているとかそういった声があるのかどうなのかということに関してはいかがでしょう。

◎戸田水産流通課長 水産関係の流通業者、加工も含めてですけれども、我々ちょっと聞いている範囲では、今、直接的にその後の部分で、マスクは非常に不足して困っているというお話は聞いてございません。

◎西森委員 出さない取り組みというのは本当に大事であると思いますし、もし出してしまうとやっぱりイメージとして残りますからね。どこそこ産の魚とか、どこの漁協、漁協の名前なんかもし出してしまうと。だからやはりそれが風評被害に当然つながっていく可能性もあるわけですし、そういうことを考えると、やっぱりしっかりと出さない対策を再度徹底をしていただくということをお願いしたいと思います。

◎坂本委員 さっきの関連になるかもしれませんが、なかなか3密を避けるいうても、漁船そのものがそういう状況になってるんじゃないかと思うんですけども、そういうところはどんなふう気をつけられるかというのは、乗組員は避けようがない。

◎津野水産政策課長 本県の場合、沿岸漁業におきましては1人乗りの船が多く、その部分では安心とは考えておりますけれども、例えばカツオ一本釣り漁船ですとか、マグロはえ縄漁船ではやはり閉鎖的な空間ですとか、集団で操業するというのはやはりございます。そうした場合にでも、国のガイドラインの中でも、マスクをするですとか、常に手洗いに気をつける。それから出港前にも、日ごろから3密、当然、行動の中で3密を避ける。それから感染予防に努めるということで、沖に出てからそういったことのないように気をつけてくださいという情報もございますので、そういったところを我々としては周知を図っているというところです。

◎松村水産振興部副部長 関連でございますが、農林水産省のほうから漁船での出た場合のこととか、あるいは先ほど西森委員からお話のありました市場のところの対策というのが、ずっとわかりやすい資料で出されておまして、それは漁協のほうにも周知させていただいておりますので、それに基づいてやっていただくということで考えております。

◎坂本委員 もう一つ、入港規制による外国人材の不足等に対応した労働力の確保の支援ということで、項目的にはこう書かれてあるんですけども、例えば具体的にどういうふう

なことが。収束を待たずに取り組むこととして掲げられていますけれども、それは具体的にそういう支援がされるのでしょうか。

◎津野水産政策課長 記載したものにつきましては、国の令和2年度補正予算の中に記載されているものでございまして、私どもとしてもぜひこういったもので、私どもの県内で使えるものがあつたらもちろんこれで支援したいと考えているんですけども、現状、まだ国とやりとりしている中で具体が出てきてないという状況がございまして、その辺、常に情報、アンテナを伸ばしながら情報がとれ次第、現場のほうにお伝えして、我々としてどういったことができるかを対応していきたいというふうに考えております。

◎大石委員 関連なんですけれども、先ほどカツオ、マグロのお話もいただきましたけど、特に近海とか大型は、かなり長期の航海の中で、ダイヤモンドプリンセス号じゃないですけど、1人発生するとクラスターになる可能性もありますし、それから大型に関してはかなり、その海外の港で補給したりとか、そういう中で今、港に入れなくなっている。ところが乗組員を帰そうとしても飛行機が飛んでないとか、病気になったらどうするのかとか、いろんな課題があるようにも聞いているんですけども、そのあたりその近海とか大型の皆さんからいろいろ相談みたいなのは県にあるのかということが1つと。

それともう1つは基本的なことですけど、そういう高知県の船主の船で何か患者とかが発生した場合、それは高知県内の患者にカウントされるのでしょうか。対応は一体どこがフォローするのかということも含めてどうなってるのかというのを、お伺いしたいんですけども。

◎津野水産政策課長 特に遠洋マグロ漁業などにおきまして、沖合で操業中、外国海域等で操業してますときに病気が発生した場合の対応ですとか、そういったところも国のほうのガイドラインで記載がありますので、そちらの方法に従って対応していただく。あるいは、その中でも水産庁とも連携してということがございますので、そういう形で発生時の対応は進めていくというふうに理解しております。

カウントは申しわけございません、私、把握してなかったものですから、ちょっと確認させていただきます。

◎大石委員 いやいや、いいです。

◎桑名委員長 恐らく健康政策的なところかもしれないです。

◎大石委員 さっきの質問の続きで、そういう、今、洋上にいる近海ないし大型の船からいろんな相談なんかは水産振興部のほうには情報提供とか、こういう状態だとか、そういうことはあってますか。

◎津野水産政策課長 私どものほうから、まぐろ船主組合ですとか高知かつお漁業協同組合に状況等の聞き取りはしております。その中で、やはり入港したときの物資の補給に時間がかかることですとか、やはり通常、遠洋マグロ船ですと、外国、操業海域に近い国の

ドックに入るといふことなんですけれども、そういったところに入る場合に、ドックに入ってから船員の移動が制限されるということがあるので、航海、それから操業の計画の見直しが必要な船も出てきているといった情報は得ております。

◎大石委員 最後ですけど、緊急事態宣言が全国に広がったという、一応そのガイドラインを見ると卸も事業の継続を求めるといふのは入ってますので、問題ないとは思いますが、県外のいろんな港に入港するに当たって何か障害が出てきてるとかそういうことは今のところはないですか。

◎津野水産政策課長 現在のところ、近海マグロ船ですとか、近海カツオ漁業船の操業状況等、聞き取りします中で、現状では千葉ですとか東のほうへの水揚げが多いという情報がありまして、その中で入港自体への問題点ということ余り話としては聞いておりませんが、魚価のほうでクロマグロですとか、カツオが下がっているといった情報は聞いております。

◎依光委員 魚価のところですけど、飲食・宿泊がないということでもいろんな、ここにも書いてるとおり、魚の値段が下がると。先ほどの話で県内に水揚げされるカツオというのは値が下がってないということですけど、カツオ自体は日本中で水揚げもするわけですけど、言うたらカツオの船、その船に関して、いろんな所で水揚げする中で、例年に売り上げというか、漁船の経営状況というか、そこら辺はいかがですか。

◎津野水産政策課長 近海船につきましては、やはり先ほど申しあげましたように、関東方面で水揚げしたときに値段が安かったということがございまして、これがやはり、こういった状況が続くと経営上は厳しくなるのかなという話は伺っております。それから、高知県内で水揚げされます沿岸船につきましても、先ほど御説明させていただきましたように、現状まだカツオの盛漁期を迎えてないという状況でございまして、量的にはまだ少なく、地元の小売店ですとか県内の量販店でさばけているということで影響が出てないんですけれども、これが今後5月、6月と上りカツオの本格的なシーズンを迎えましたときに一気に漁獲量がふえるというときに、やはり外食向けの影響が出るのかなということで、市場によりましては通常値崩れを起こすような、やはり1日当たりの水揚げ量というのがございまして、それがちょっと低目になるんじゃないかというところを気にされてると。そういうことが起こりますと、やはり、カツオ漁業の経営にも影響が出るのかなというふうには考えております。

◎依光委員 カツオ漁業の経営というところで、本当に高知の文化でもあるし、その部分の経営を、設備投資も相当あると思いますし、そこら辺も気を配っていただきたいのと。

あと養殖に関して、やっぱり経営的な部分で先行投資も大きいし、餌代とか、その需要がこれから戻っていくのかどうかということも含めて、どれだけのものを養殖でやっていくかということもありますけど、そこら辺の状況把握というか、養殖の方々との話し合

いというのはどんな状況ですか。

◎津野水産政策課長 何人かの養殖事業をされてる方から相談等を受けている状況がございまして、やはりその中で先ほど申し上げましたようにマダイですとかカンパチの飲食店、宿泊施設向けの出荷が落ちて動かないということで、魚の在庫がだぶついているといったお話があります。そうしたことに耐えますために、皆様、餌の量を減らして飼育するのですとか、やはり低利の融資を受けてその間の餌代等を運転資金をそこで賄うということではばらくはこれで様子を見ていくというお話は聞いております。

◎依光委員 先ほど、経営支援課のところで話したんですけど、どこら辺までの耐えられるというか、コロナウイルスも影響が続けば、やっぱりしんどくなってくると思うんで、そこら辺もぜひ気を配っていただいて、なかなかその数字的なところも経営状況を把握できん部分かもしれないですけど情報交換をして、二の手、三の手で何としても経営を維持していただくようにお願いします。

◎津野水産政策課長 私どもといたしましても、漁業の生産の現場から流通加工に至るまで、各段階で関係します皆様の御意見、情報を聞きながらどういった施策を打っていかれるかということももちろん検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

◎土居委員 1点、簡単にお聞きします。内水面漁業に対する影響があるのか。あと今後、影響を想定しているのか、その点お聞きいたします。

◎浜渦漁業振興課長 漁業振興課の浜渦でございます。

今のところ、内水面関連の漁協からこういった影響があるというお話は聞いておりませんが、また内水面漁業センター等を通じましてどんな影響が出てるのかいうところについても、今後積極的に情報収集に努めたいと思います。

◎梶原委員 収束後に取り組むというところで、飲食店等での県産水産物の消費喚起。これに向けていかないかの中で、特に県外ですよね。県外でも首都圏で、高知家応援の店やったですか、高知県の魚を積極的に使っていただく。あの辺へ今はどういう状況なのか。実際、東京都の小池都知事の自粛の要請の中には居酒屋は含まれませんでしたけど、ただ時間短縮でアルコール提供が7時までということはもうこれ休みと一緒のようなもんやという受けとめが大半の中で、やっぱりそのお昼のランチに使う、夜のアルコール抜きの食事に使うよりは絶対的な量、やっぱり魚はアルコールつきの例えば居酒屋とかそういう店の量が多いと思うんですけど、その辺の今の状況というのはどんな状況ですか。

◎戸田水産流通課長 個別に応援の店に登録してる飲食店が今現在で1,030ございまして、関東のほうは五百何店舗かございます。その一つ一つに確認しているわけではございませんけれども、応援の店制度を使ってかなりの商いをされている県内の事業者がいらっしゃいますけど、そちらのほうなんか話を聞きますと、現状相当ダメージを受けてまして、ほとんどとまで言いませんけれども、正常期から比べるとかなり壊滅的に出荷がとまって

るような影響を受けているというふうに伺っております。

◎梶原委員　なかなかそこまで大変な状況で、応援の店自体の営業どうなっているかというののはわかりにくいでしょうけども、それはもう営業されてないのか、しても東京都自体の人の流れがないのか、それも踏まえてどんながですかね。

◎戸田水産流通課長　個別の県内の事業者が基本的には営業を応援の店にさせていただいて取引をつなげていくんですけど、あわせて高知県漁協の子会社の海の良心市のほうに県のほうから委託をさせていただいて、日々応援の店に対してアプローチをして、高知の魚はどうですかとか、状況を聞きながらフィードバックするという仕組みも構築してるんですけども、なかなか今、関東のほうは特にああいう状況でございますので、こちらから情報を聞き取りに行くということすらちょっとはばかれるような状況がございまして、そこが現状すごく悩ましいところでございますので、この状況を何とか見きわめて、収束の時期になってから一転V字で回復できるような形で何とか今の段階で準備をしていくというような状況でございます。

◎梶原委員　先ほどの状況を聞いたら、本当にある意味壊滅的というところでいえば、やっぱり収束後にするとき、これは今までやってきたことを今後再構築すると、それぐらいのあれで取り組まなければいけないような事態になるかもわかりませんが、またそれしっかり頑張ってくださいますようお願いいたします。

◎桑名委員長　質疑を終わります。

以上で、水産振興部を終わります。

(午後2時55分閉会)